



やいた 子ども未来プラン

第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

矢板市

ごあいさつ

子どもは、この先の時代を担う大切な宝であり、矢板市の未来を創造するかけがえのない存在です。矢板市の希望を託す子どもたちが健やかに生まれ、夢と希望に満ちあふれ、元気に育つことは社会全体の願いです。

しかし、少子化や核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化など、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。計画策定にあたり実施しましたアンケート調査からも、子育てに不安や負担感を感じる世帯は少なくなく、さまざまな課題を抱えていることがわかります。

このような課題を解決し、さらに充実した子育て支援を行うため、平成27年3月に策定しました「第1期矢板市子ども・子育て支援事業計画」における施策・事業の評価を行うとともに、令和2年度を始期とする「第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定します。

矢板で結婚、出産、子育ての希望を叶えるため、この計画では「子ども、親、地域 みんなでつくる子育て支援のまち やいた」という基本理念のもと、矢板市に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現に向け、幅広い分野において総合的な施策を展開することとしています。

今後とも、子どもや孫が帰ってくるまちづくりを目指し、市民の皆様、地域、関係機関と協働し、計画を全力で推進していきます。

結びに、本計画の策定に当たり、平成30年度に実施しました「矢板市子ども子育てに関するアンケート調査」にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、関係者の皆様、そして、貴重なご意見をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

矢板市長 齋藤 淳一郎



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の法的根拠.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の策定体制.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題.....	4
第1節 統計データによる現状.....	4
第2節 子育て支援サービスの状況.....	13
第3節 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要.....	18
第4節 第1期計画の進捗状況.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
第1節 子ども・子育ての基本理念.....	37
第2節 基本的視点.....	38
第3節 基本目標.....	39
第4節 施策の体系.....	40
第4章 基本施策の展開.....	41
第1節 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取り組みの推進.....	41
第2節 安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり.....	46
第3節 地域における子育て家庭への支援.....	50
第4節 安心して子育てできるまちづくり.....	58
第5章 数値目標及び確保方策一覧.....	61
第1節 教育・保育の提供区域の設定.....	61
第2節 教育・保育事業.....	62
第3節 地域子ども・子育て支援事業.....	63
第4節 各事業の数値目標一覧.....	66
第6章 推進体制.....	72
第1節 計画の推進に向けて.....	72
第2節 計画の評価・検証.....	72

資料編	73
1 矢板市子ども・子育て会議.....	73
2 計画策定経過.....	77

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の平成31年4月1日現在の総人口は32,301人、そのうち0～11歳人口は2,691人で、平成27年の0～11歳人口(3,167人)と比べると476人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。「子ども・子育て支援新制度」では「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

平成29年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の費用負担に係る大きな変化となっています。この変化に伴い、少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大なども予測されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、平成27年3月に策定した「第1期矢板市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とする「第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。

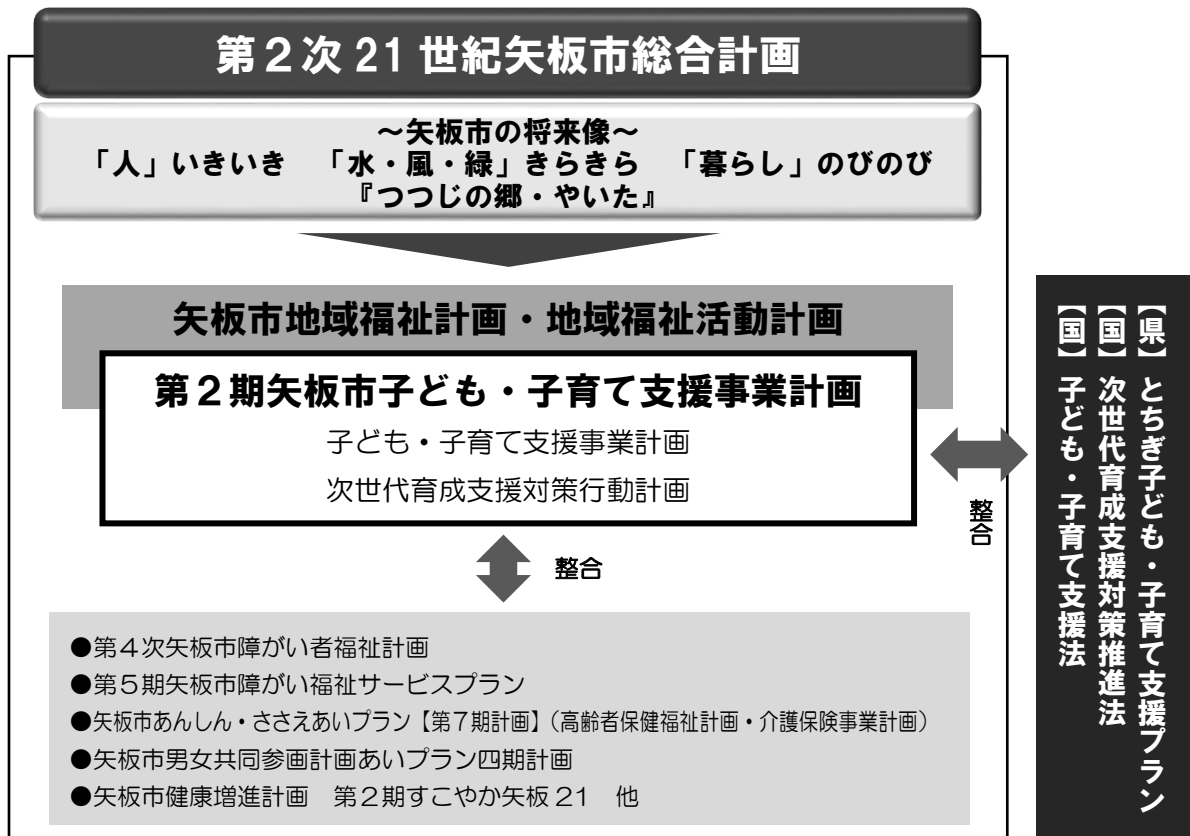
■ 子ども・子育て支援事業計画とは

「子ども・子育て支援新制度」は、「子ども・子育て関連3法」に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業や施設などの実施、整備を図るためのものです。

本計画は、本市の最上位計画である「第2次21世紀矢板市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画・条例と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



※各計画で計画期間が異なりますが、上位計画・関連計画で見直しが行われた場合も連携・整合を図りながら、計画推進に努めます。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、さまざまな状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期矢板市 子ども・子育て支援事業計画					第2期矢板市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

第4節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する「矢板市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

2. 庁内検討委員会

子ども・子育てに関わる課を主管課とし、庁内関係部局の各担当で構成する「矢板市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

3. 子ども・子育てに関するアンケート調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童・小学校児童を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

4. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和2年1月7日から1月24日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第1節 統計データによる現状

1. 人口の推移と推計

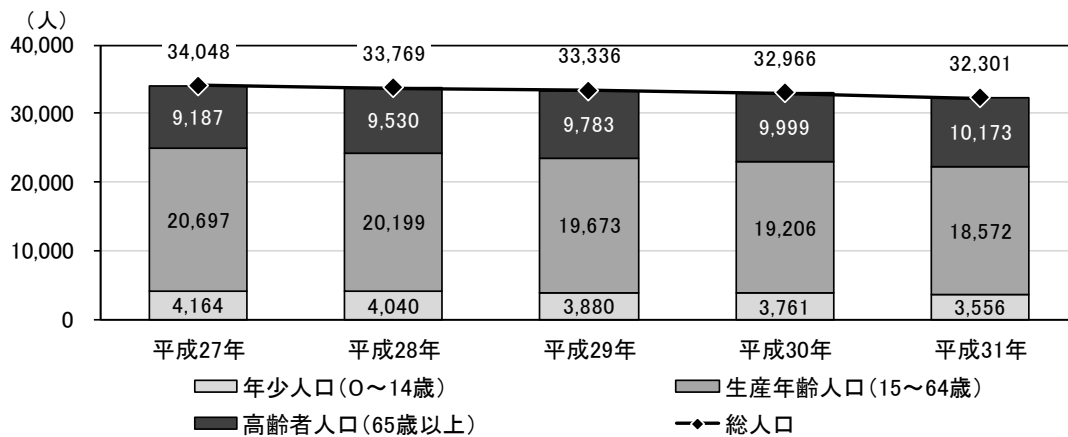
(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、平成31年で32,301人と、平成27年の34,048人と比べて1,747人の減少となっています。

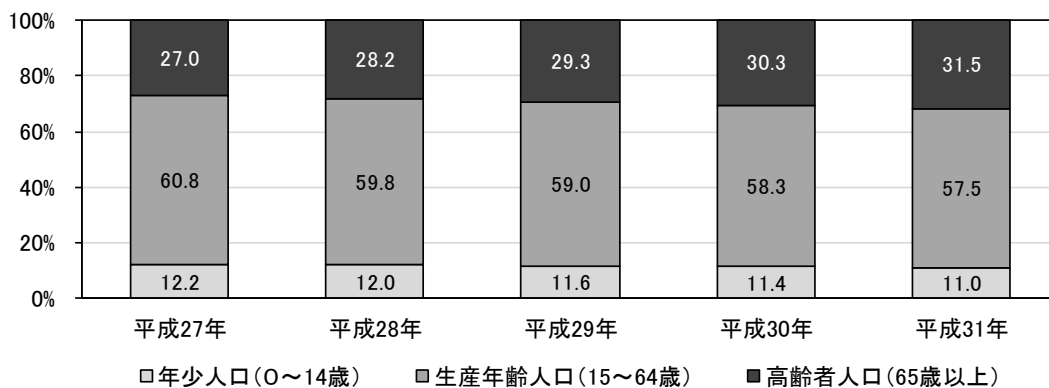
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。平成31年の年少人口は3,556人と、平成27年の4,164人と比べて608人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、平成31年で年少人口が11.0%、生産年齢人口が57.5%、高齢者人口が31.5%となっています。

【人口の推移】



【年齢3区分別人口構成比】



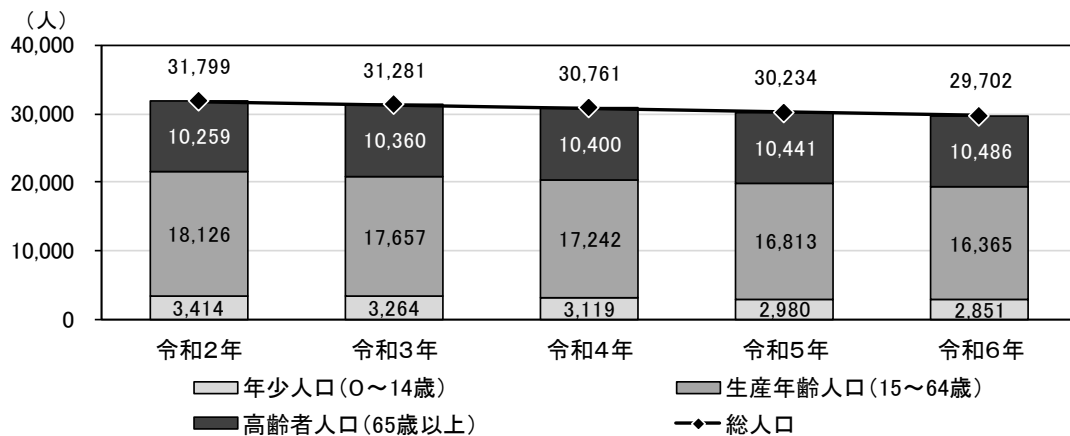
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口推計

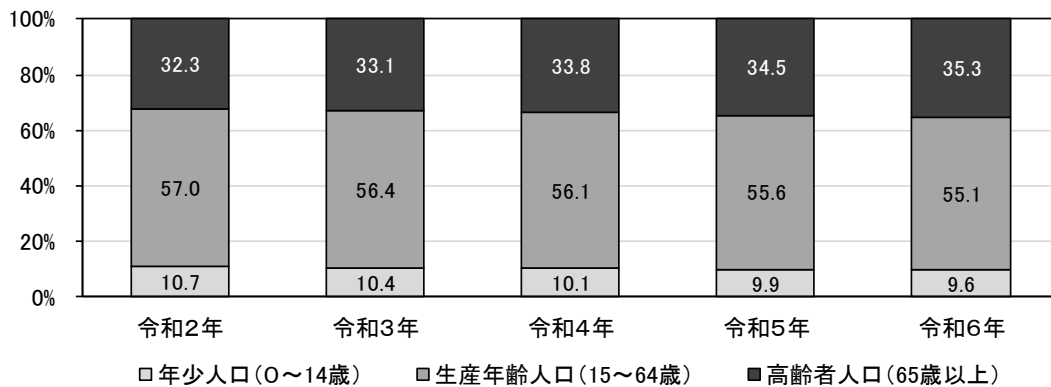
本市の人口推計をみると、減少傾向で推移し、令和6年には総人口が29,702人で、年少人口が2,851人と3千人を切ることが予測されます。

年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和6年には高齢化率は35.3%と予測されます。

【人口の推計】



【年齢3区分別人口構成比の推計】

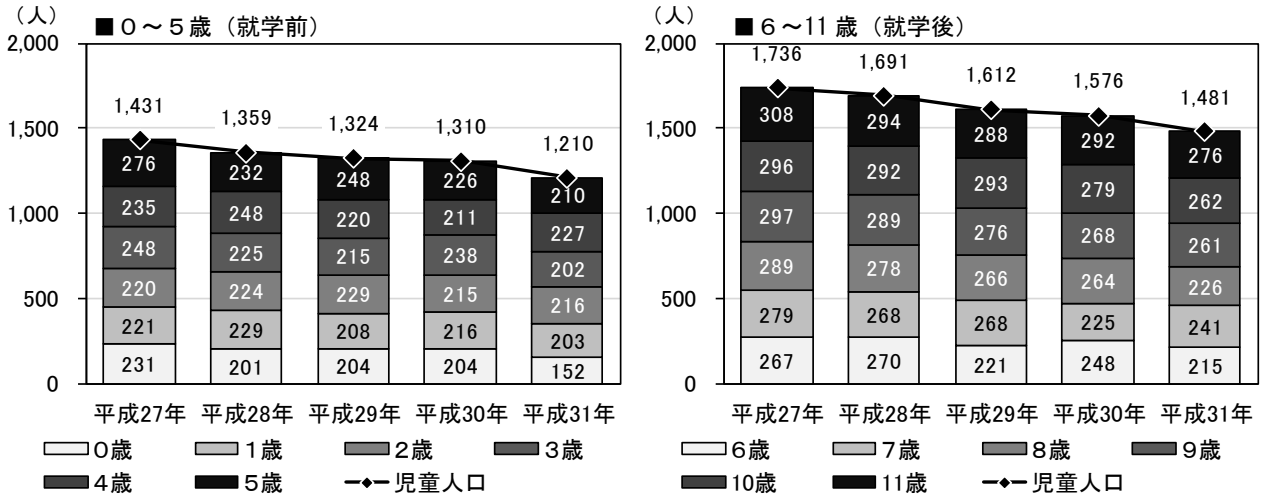


資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

(3) 児童人口（0～11歳）の推移

本市の0～5歳の就学前児童人口は、減少傾向で推移し、平成31年で1,210人と、平成27年の1,431人と比べて221人の減少となっています。6～11歳の就学後児童人口も同様に減少傾向で推移し、平成31年で1,481人と、平成27年の1,736人と比べて255人の減少となっています。

【児童人口（0～11歳）の推移】

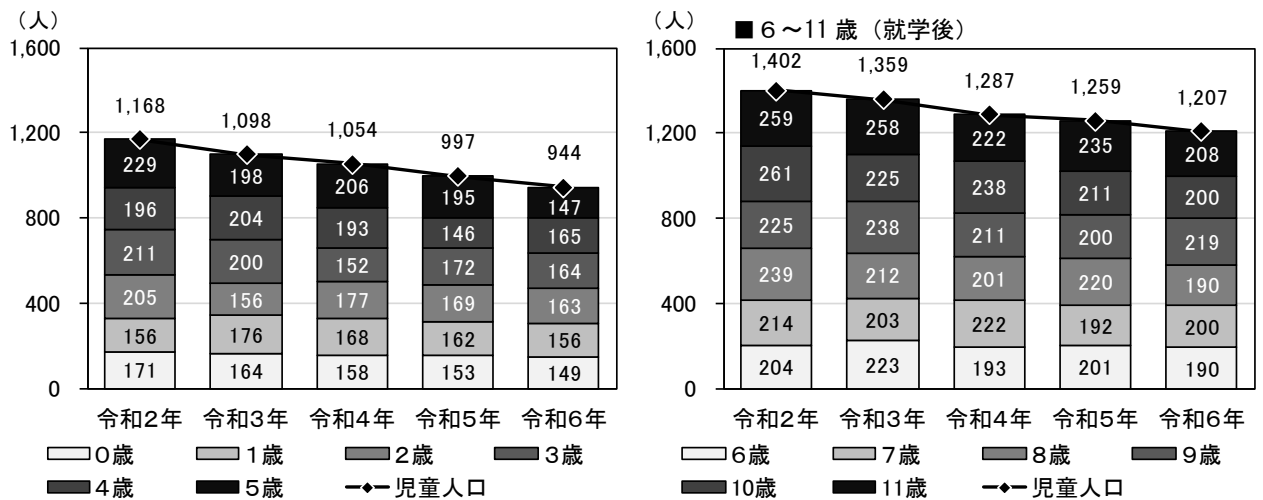


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 児童人口（0～11歳）の推計

本市の児童人口の推計は、0～5歳の就学前児童人口、6～11歳の就学後児童人口ともに減少傾向で推移していくことが予測されます。年齢階層別で見ると、3歳、5歳、8歳、10歳、11歳の児童人口の減少幅が大きくなっています。

【児童人口（0～11歳）の推計】



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

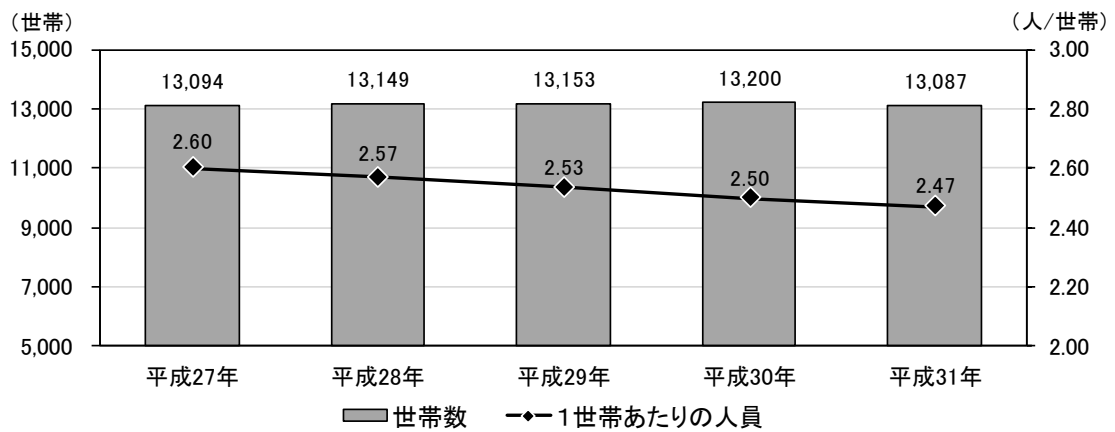
2. 世帯の状況

(1) 世帯の推移

本市の世帯数は、平成30年までは緩やかな増加傾向で推移していましたが、平成31年で減少に転じ、13,087世帯となっています。

1世帯あたりの人員は、人口減少に対する世帯数の増加に伴い減少傾向で推移し、平成31年は2.47人/世帯となっています。

【世帯数と1世帯あたりの人員の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

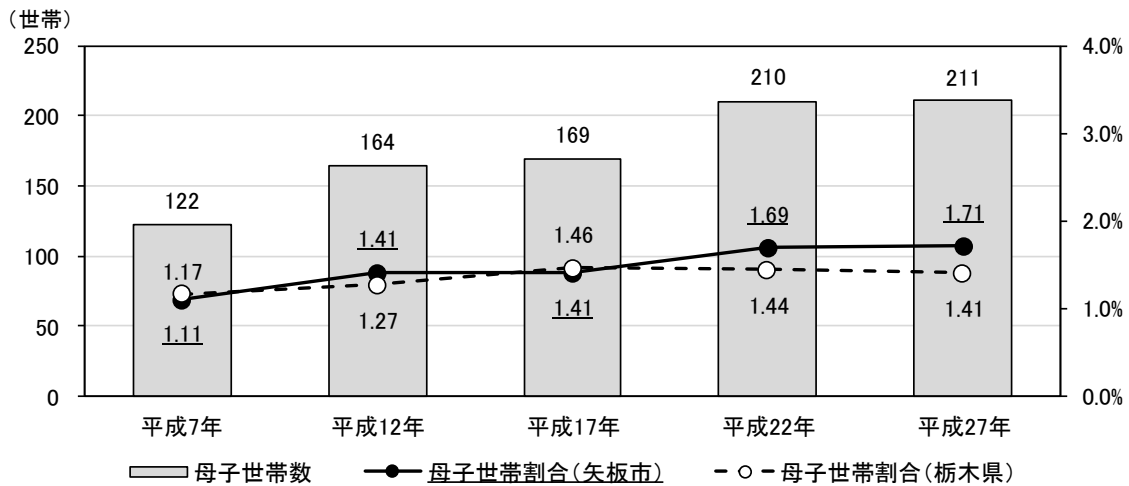


(2) 母子・父子世帯数の推移

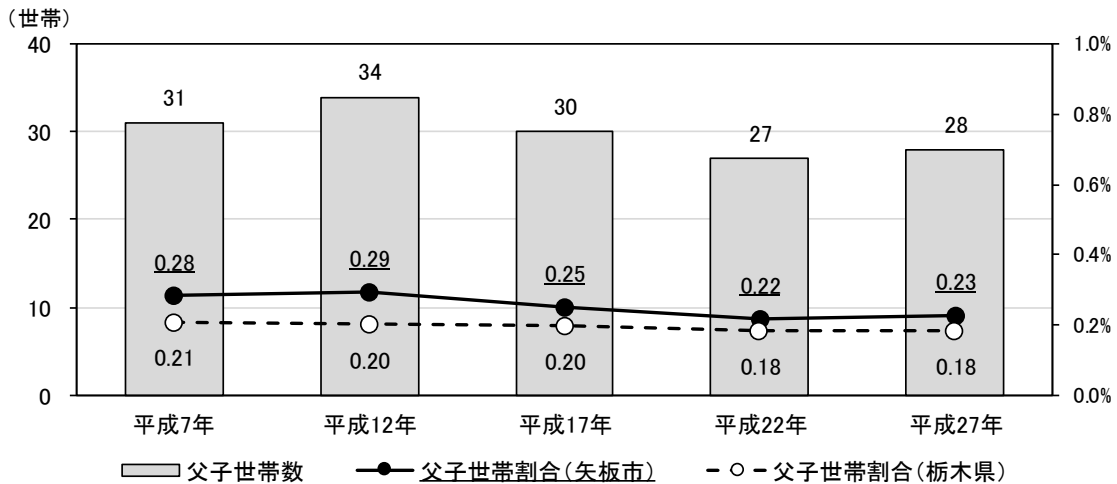
本市の母子世帯数は、平成27年で211世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、平成27年で1.71%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

本市の父子世帯数は、平成27年で28世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、平成27年で0.23%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



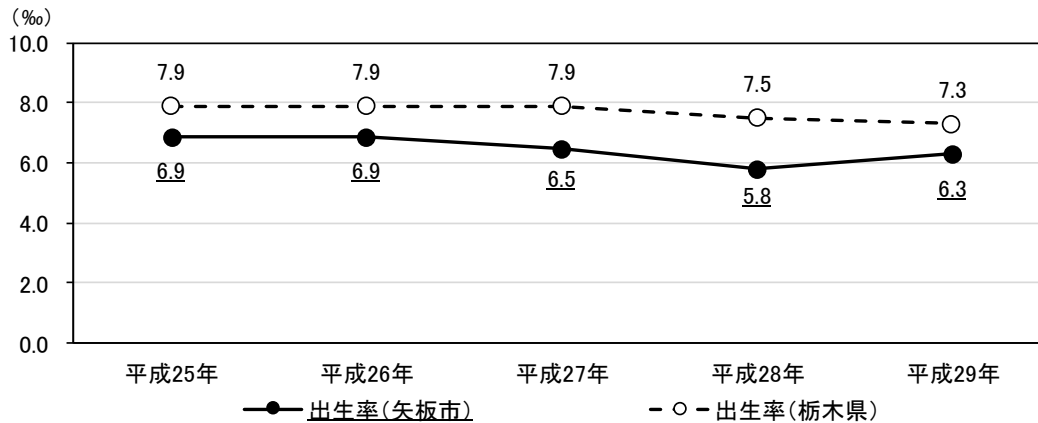
資料：国勢調査

3. 出生の状況

(1) 出生率の推移

本市の出生率は、平成28年には人口千人あたり5.8人まで減少したものの、平成29年は6.3人となっていますが、栃木県の出生率は下回っています。

【出生率の推移】

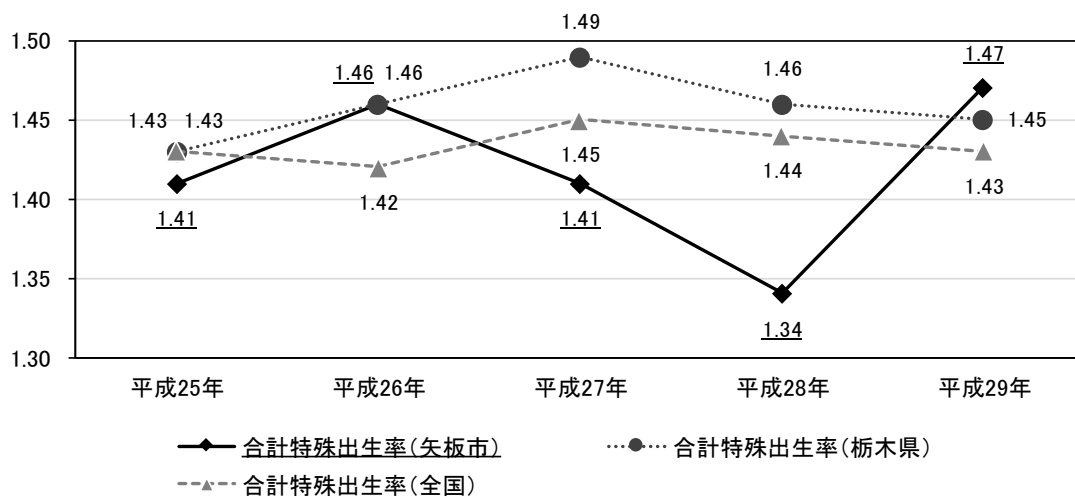


資料：栃木県保健統計年報

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成28年を除いて国や県の平均並みに推移しており、平成29年には1.47となっています。

【合計特殊出生率の推移】



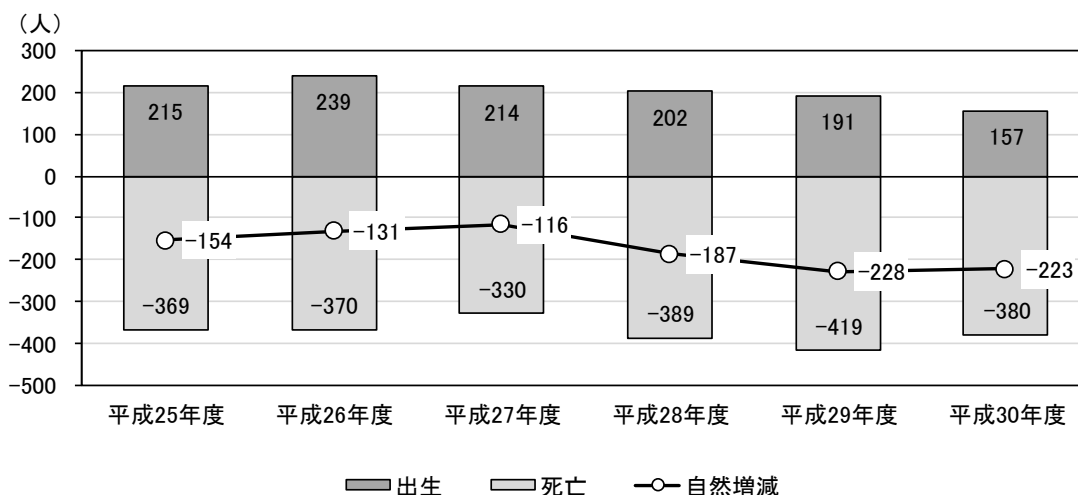
資料：栃木県保健統計年報

4. 人口動態の推移

(1) 自然動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、平成30年度は223人のマイナスとなっています。

【出生数及び死亡数の推移】

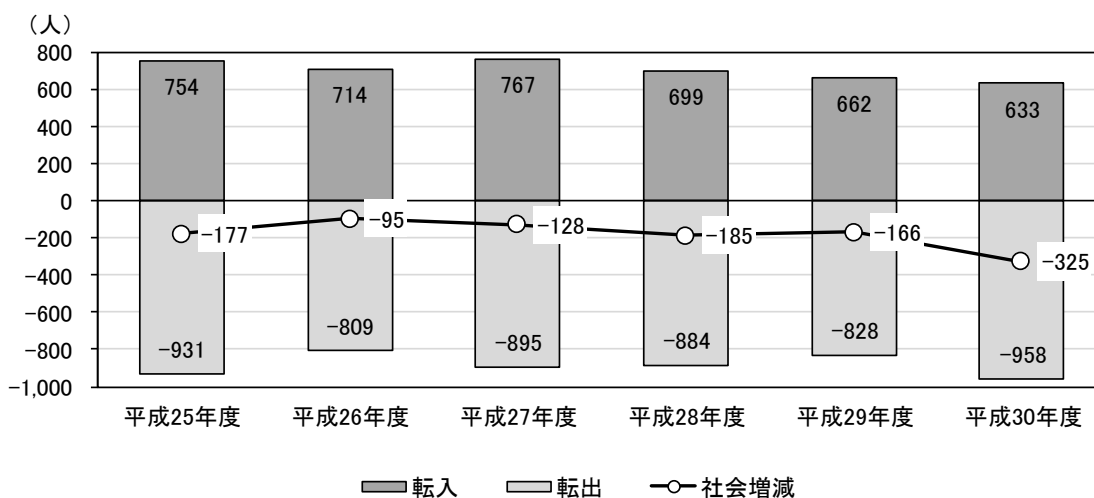


資料：矢板市

(2) 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）についても、マイナスで推移しており、平成30年度は325人のマイナスとなっています。

【転入者数及び転出者数の推移】



資料：矢板市

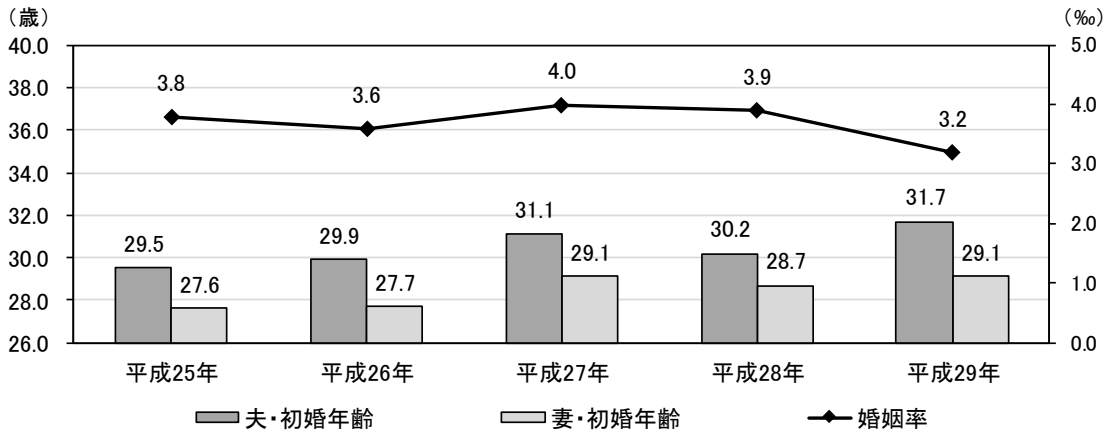
5. 婚姻の状況

(1) 婚姻率及び初婚年齢の推移

本市の婚姻率は、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移し、平成29年には人口千人あたり3.2人となっています。

また、夫・妻の初婚年齢については、夫婦ともに上昇傾向であることがわかります。

【婚姻率及び初婚年齢の推移】

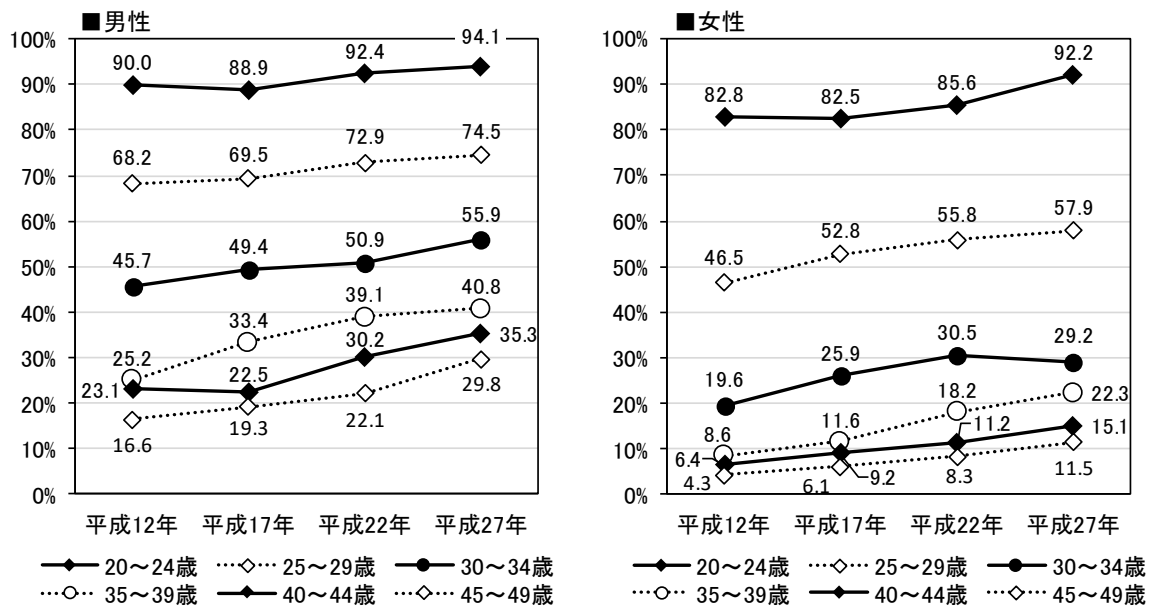


資料：栃木県保健統計年報

(2) 未婚率の推移

本市の5歳階級別の未婚率の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて、ほぼすべての年齢階級で増加しており、男女とも晩婚化の傾向がうかがえます。

【5歳階級別の未婚率の推移】



資料：国勢調査

6. 就労の状況

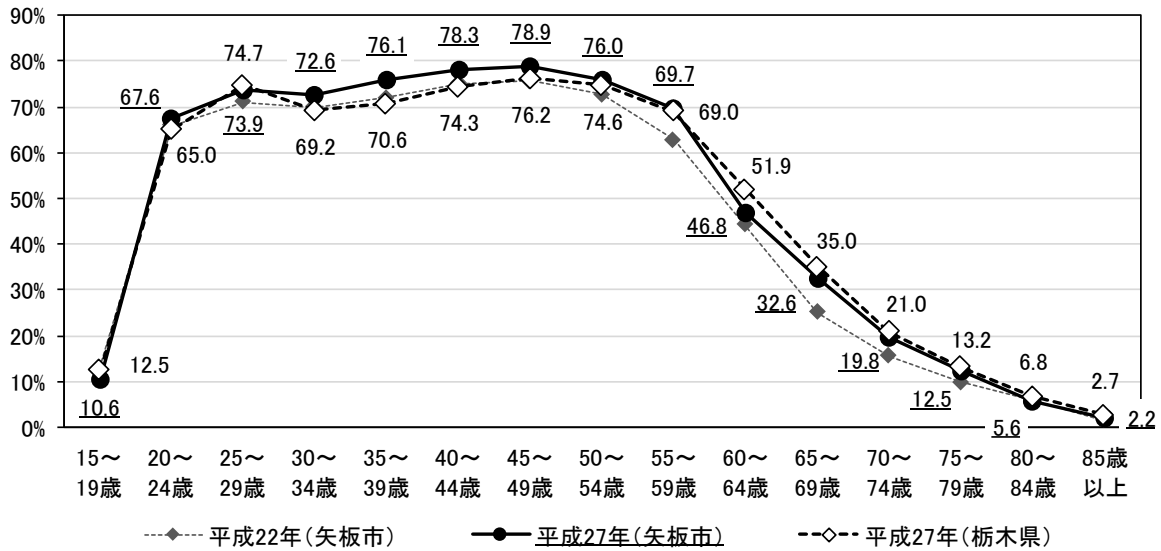
(1) 就業率の推移

本市の女性就業率は、平成22年から平成27年にかけて、上昇傾向にあり、平成27年の30～50歳代の女性就業率は、栃木県を上回る割合となっています。

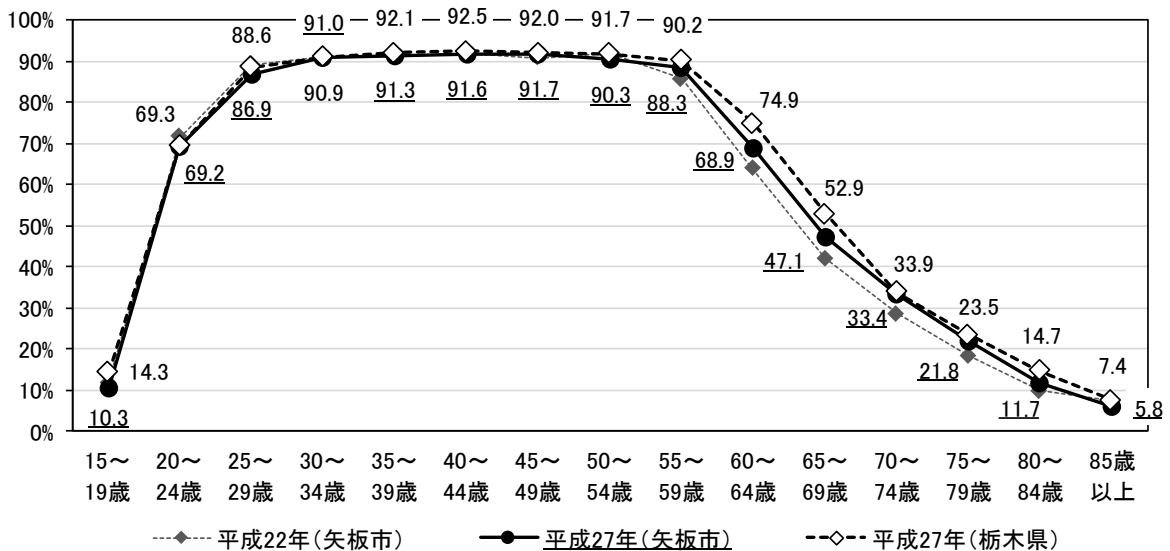
女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加することで、グラフ化した際にMの曲線になることから「M字カーブ」を描くといわれますが、本市においては、30～34歳では女性就業率が減少している状況がみられるものの、極端な「M字カーブ」はみられず台形に近い形となっています。

本市の男性就業率は、おおむね栃木県と同等の数値となっています。

【女性就業率の推移】



【男性就業率の推移】



資料：国勢調査（数値は平成27年の矢板市と栃木県のみ表示）

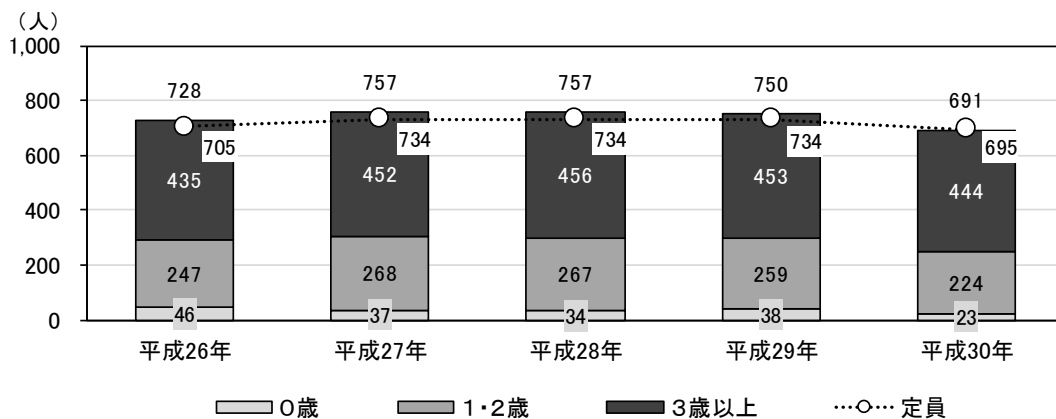
第2節 子育て支援サービスの状況

1. 保育所（園）・認定こども園等の状況

(1) 保育所（園）入所（園）児童数の推移

本市の保育所（園）入所（園）児童数は、平成29年まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成30年に減少に転じ、691人となっています。年齢別でみると、3歳以上はおおむね横ばいで推移していますが、0歳、1・2歳は平成29年から平成30年にかけて減少幅が大きくなっています。

【保育所（園）入所（園）児童数及び定員数の推移】

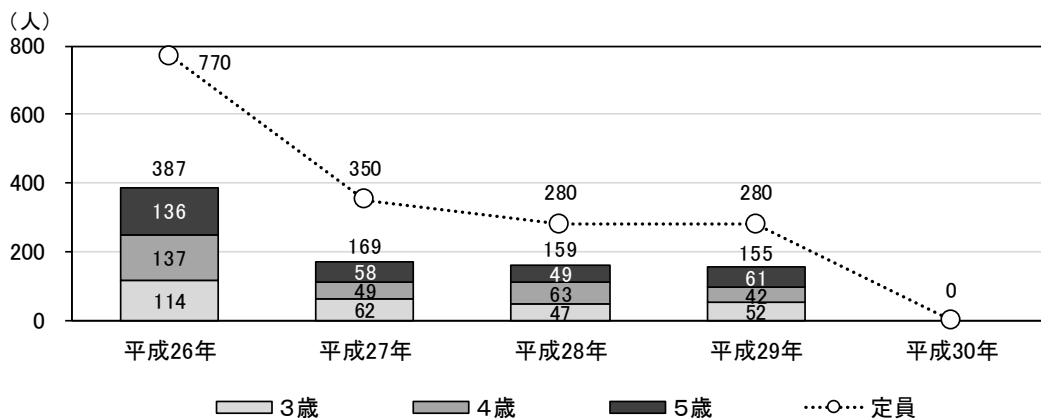


※平成27年から平成29年の定員には小規模保育事業（オーナーサラー）を含む
資料：子ども課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園入園児童数の推移

本市の幼稚園は、認定こども園への移行により平成30年時点で施設数が0となっています。

【幼稚園入園児童数及び定員数の推移】

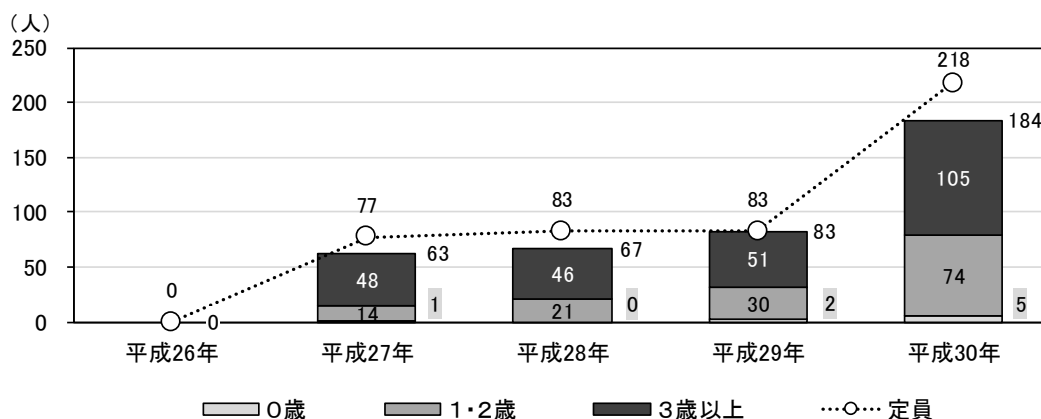


資料：子ども課（各年5月1日現在）

(3) 認定こども園（保育）入園児童数の推移

本市の認定こども園（保育）入園児童数は、施設整備された平成27年以降増加傾向で推移し、平成30年には184人となっています。年齢別でも、施設整備に応じて入園児童数が増加しています。

【認定こども園（保育）入園児童数及び定員数の推移】

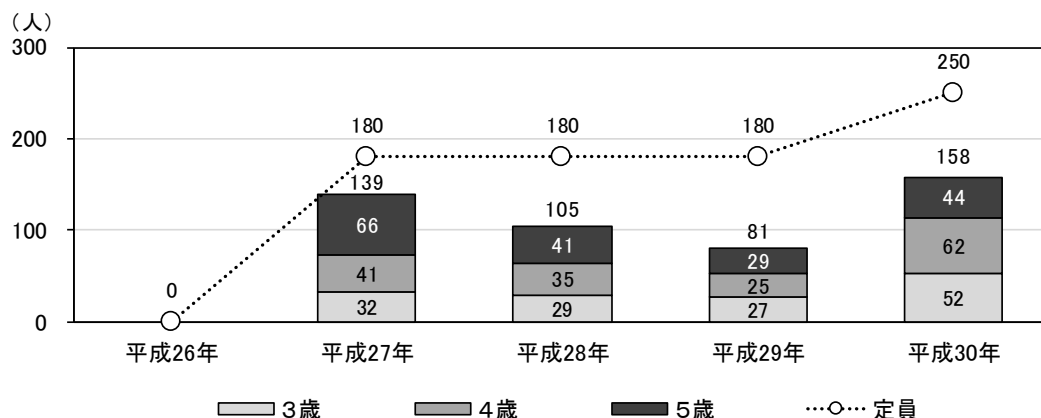


資料：子ども課（各年4月1日現在）

(4) 認定こども園（教育）入園児童数の推移

本市の認定こども園（教育）入園児童数は、施設整備された平成27年以降減少傾向で推移していましたが、平成30年に増加に転じ、158人となっています。年齢別でも、平成30年の施設整備によって入園児童数が増加しています。

【認定こども園（教育）入園児童数及び定員数の推移】



資料：子ども課（各年4月1日現在）

2. 各種事業の状況

(1) 延長保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間（11時間）を超える保育が必要な場合、保育所（園）での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用実人数（人）	62	255	88	277	259

資料：子ども課

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校児童のうち、親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生を対象に、学童保育館や児童館、学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数（人）	320	351	409	354	387

資料：子ども課

(3) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点（センター）において、子育ての相談や情報提供に依ったり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
か所数（か所）	6	6	6	6	6

資料：子ども課

(4) 一時預かり事業

保護者が仕事、疾病、急な用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において保育所（園）等において一時的な預かりを行う事業です。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数（人）	780	388	364	263	243

資料：子ども課

(5) 病後児保育事業

病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えない場合や、保護者による保育ができない場合に、保育所（園）等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人）	17	141	139	119	155

資料：子ども課

(6) ファミリーサポートセンター事業

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
か所数（か所）	1	1	1	1	1

資料：子ども課

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や育児支援を行います。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実施数（人）	210	209	215	213	175

資料：子ども課

(8) 妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊娠届出時に妊婦健康診査受診票（合計 14 回分）を交付し、医療機関への委託により妊婦健康診査を行います。

※「受診者数（人）」は、当該年度に妊婦健康診査を受診した人数です。そのため、妊娠の期間により年度をまたいで健康診査を受診する妊婦は、それぞれの年度でカウントされるため、「受診票交付人数（人）」とは異なります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診票交付人数(人)	219	213	205	184	164
受診者数（人）	361	218	323	293	184
延べ受診回数（回）	2,738	2,630	2,392	2,319	2,084

資料：子ども課

(9) 養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師や育児支援家庭訪問支援員が連携し、継続して家庭訪問し、保護者の育児・家事等の養育支援や相談支援を行います。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実施数 (人)	48	16	71	94	72

資料：子ども課



第3節 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童調査	1,403 人	市内在住の就学前の全児童
②小学校児童調査	1,541 人	市内在住の小学校の全児童

(3) 実施概要

- 調査地域：矢板市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：利用施設・学校を通じた配布・回収（施設未利用者は、郵送配布・回収）
- 調査期間：平成 30 年 12 月 13 日～平成 30 年 12 月 28 日

(4) 回収結果

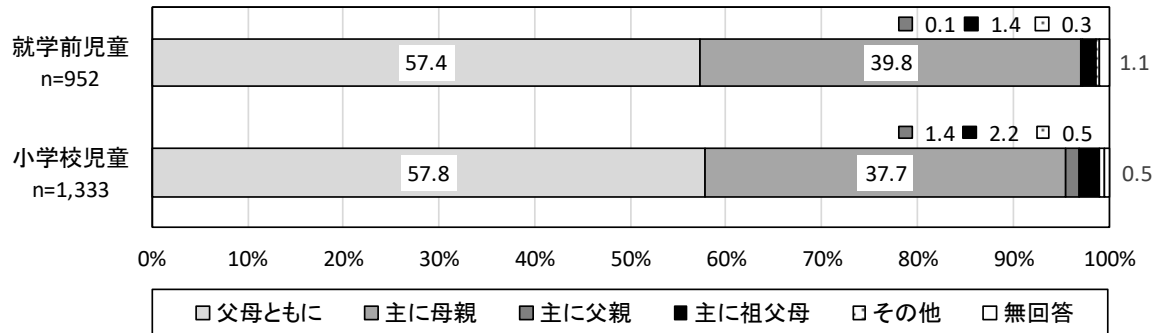
調査区分	調査票配布数	有効回収数	回収率
①就学前児童調査	1,403 人	952 件	67.9%
②小学校児童調査	1,541 人	1,333 件	86.5%
合計	2,944 人	2,285 件	77.6%

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%とならない場合があります。

2. 調査の結果概要

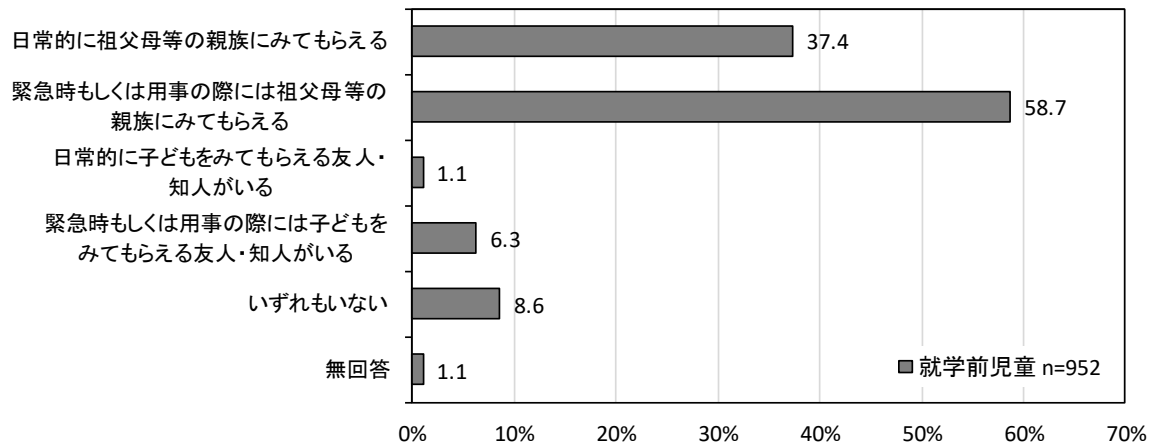
(1) 子どもの身のまわりの世話について

子どもの身のまわりの世話を主に行う人は、就学前児童、小学校児童ともに「父母ともに」が5割以上で最も高く、次いで「主に母親」が3割以上となっています。



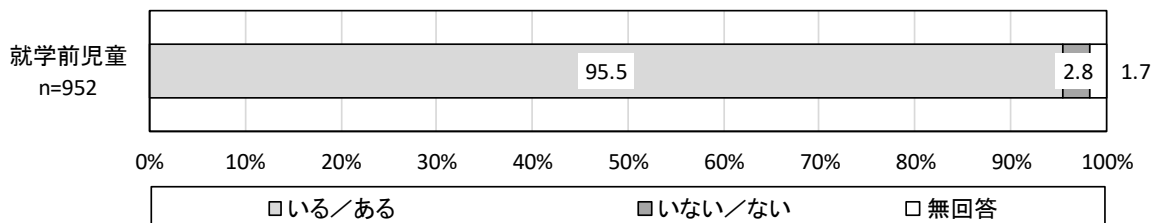
(2) 子どもをみてもらえる人の有無について

就学前児童の子どもをみてもらえる人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約6割で最も多くなっています。また、「いずれもない」という回答が約1割となっています。



(3) 相談できる人、場所の有無について

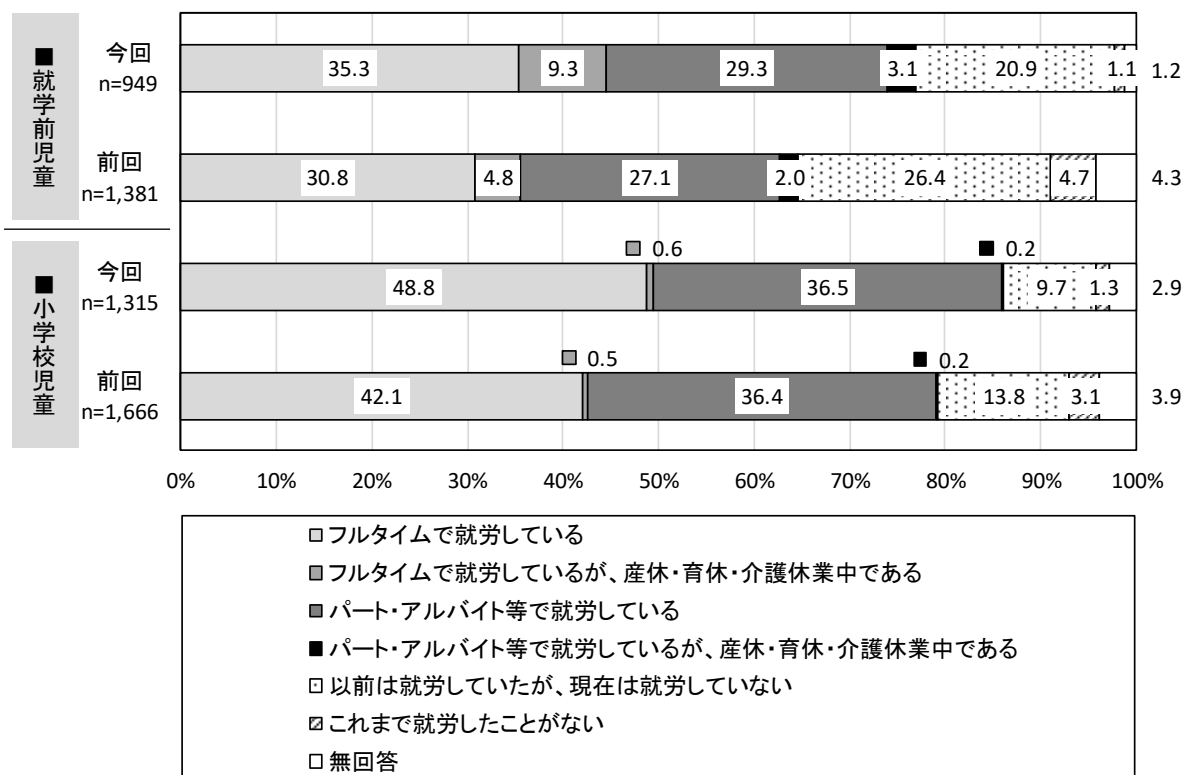
就学前児童保護者の相談相手の有無については、「いる／ある」が多くを占める一方で、少数ではあるものの、「いない／ない」という人がおり、2.8%となっています。



(4) 就労状況について

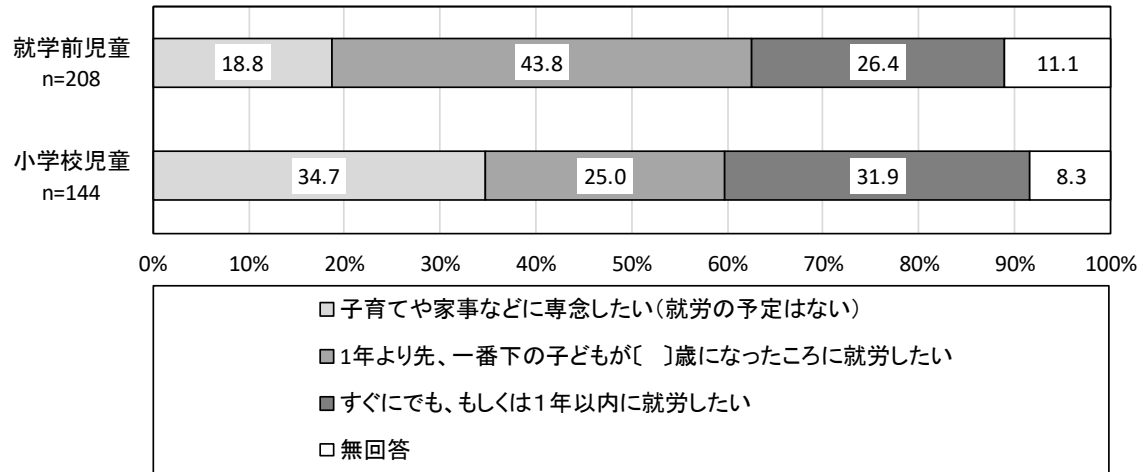
【母親の就労状況】

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で「就労している」と回答した割合の合計を前回調査と比較すると、就学前児童保護者で 12.3 ポイント、小学校児童保護者で 6.9 ポイント上回っており、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに就労している母親が増加している状況がうかがえます。



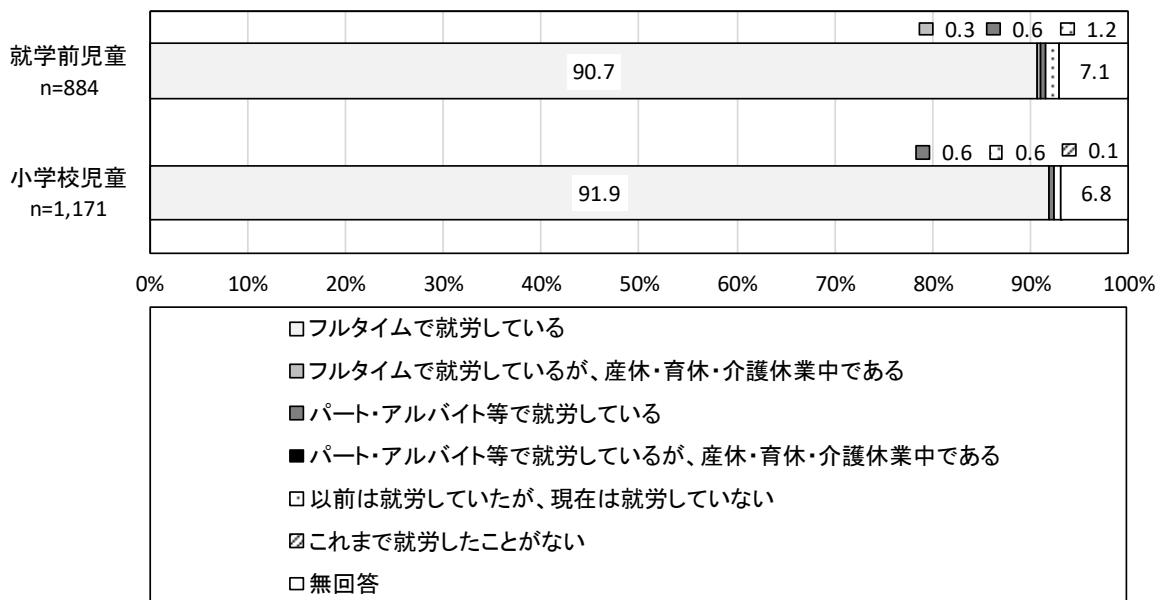
【就労していない母親の就労希望】

就労していない母親の就労希望については、就学前児童保護者では、就労したい意向を持っている割合が7割以上、小学校児童保護者では5割以上となっています。



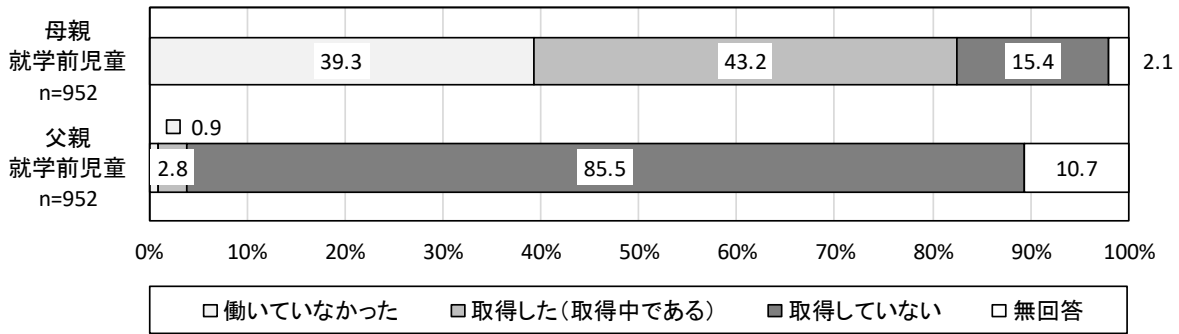
【父親の就労状況】

父親の就労状況については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「フルタイムで就労している」が9割以上を占めています。



(5) 育児休業の取得状況について

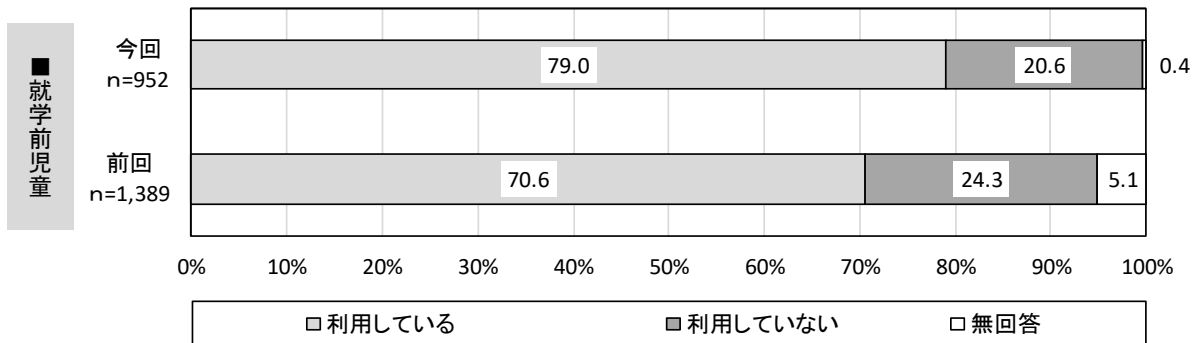
就学前児童保護者の育児休業の取得状況について、母親は「取得した(取得中である)」が4割以上で最も高くなっていますが、依然として父親が育児休業を取得する割合は低くなっています。



(6) 保育所(園)や認定こども園等の利用について

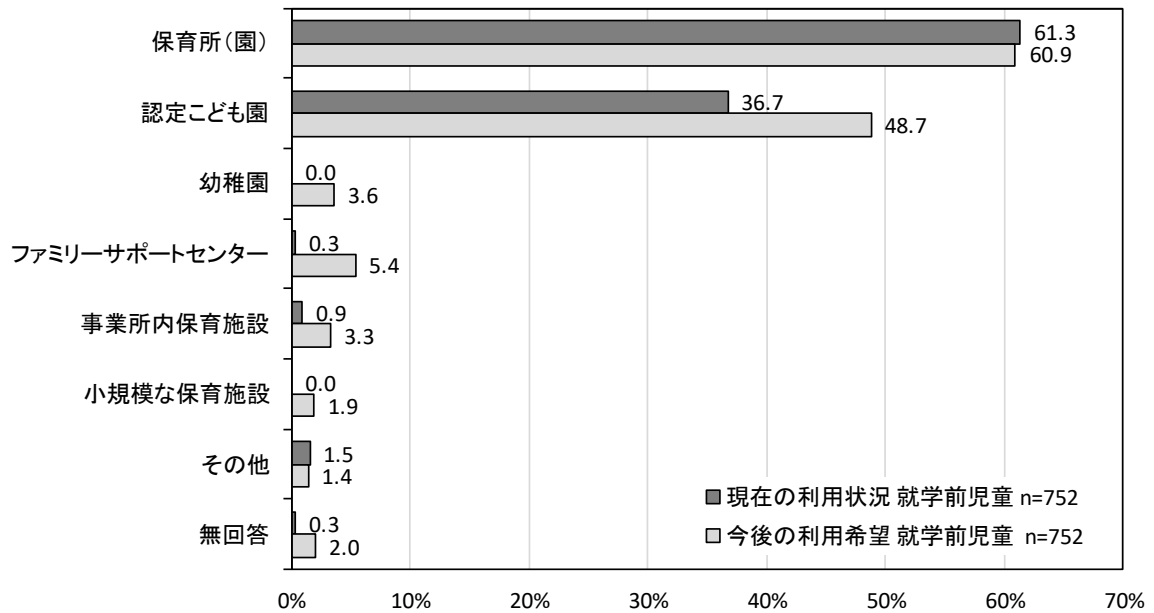
【定期的な教育・保育事業の利用状況】

就学前児童保護者の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」と回答した割合は、今回調査では79.0%と、前回調査より8.4ポイント増加しており、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加が影響していると考えられます。



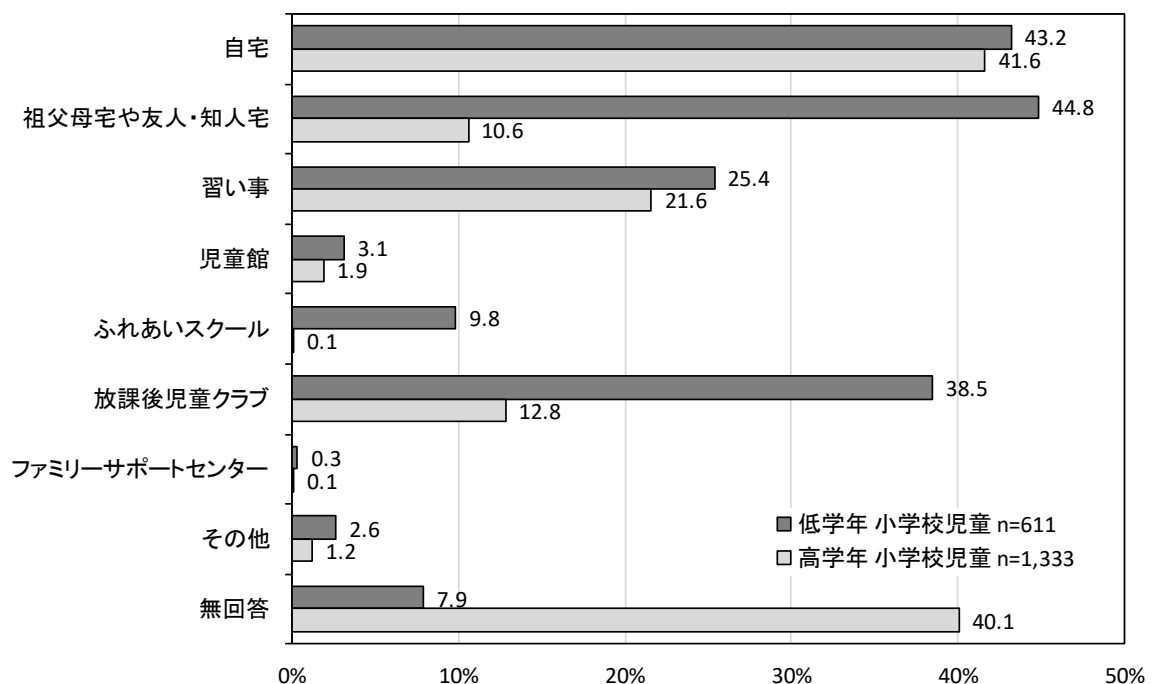
【現在定期的に利用している及び今後利用を希望している教育・保育事業】

就学前児童保護者が平日に定期的に利用している教育・保育事業については、「保育所（園）」が最も多く、次いで「認定こども園」となっています。また、今後利用したい教育・保育事業についても、おおむね同様の傾向となっています。



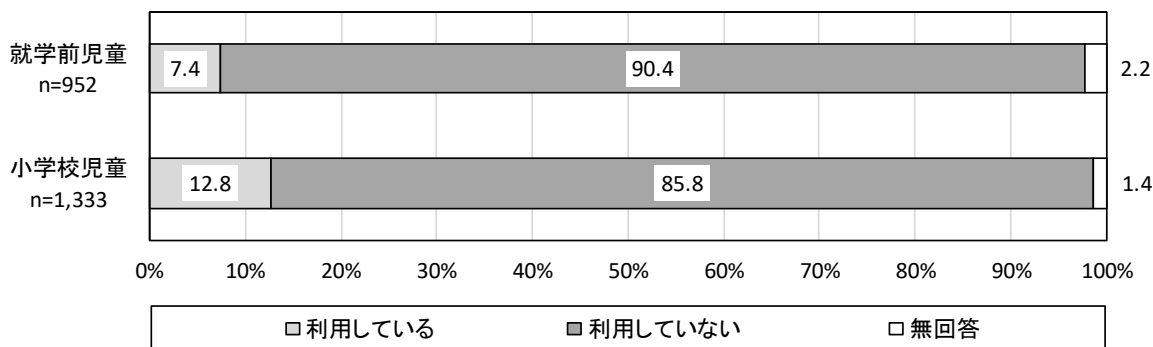
(7) 放課後等の過ごし方について

小学校児童の放課後等の過ごし方について、低学年での希望は、「祖父母宅や友人・知人宅」、「自宅」、「放課後児童クラブ」の順に高く、高学年での希望は、「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ」の順に高くなっています。



(8) 児童館の利用状況について

児童館の利用状況について、就学前児童、小学校児童ともに「利用していない」が多くを占めており、「利用している」と回答した割合は、就学前児童で7.4%、小学校児童で12.8%となっています。



■ 児童館への要望上位5項目

	1位	2位	3位	4位	5位
就学前児童 n=70	施設の拡大や魅力的な遊具の充実	子育て相談や講座の充実	乳幼児専用スペースの設置	親同士の情報交換や交流の場を設ける	子どもの意見を反映させた遊びと行事を行う
	58.6%	31.4%	30.0%	28.6%	17.1%
小学校児童 n=170	特にない	子どもの意見を反映させた遊びと行事を行う	施設の拡大や魅力的な遊具の充実	職員の専門性を高める	その他
	38.2%	34.1%	27.6%	11.2%	7.1%

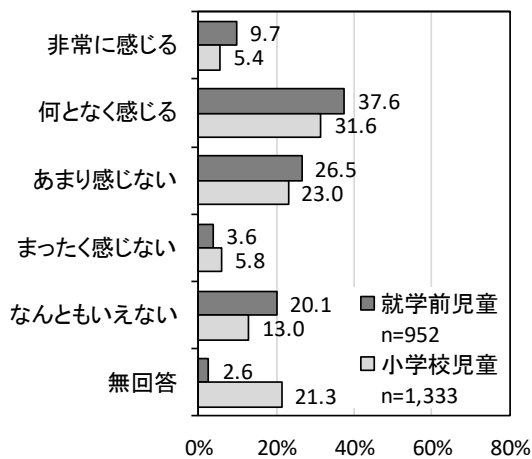
(9) 子育て全般について

【子育ての感じ方】

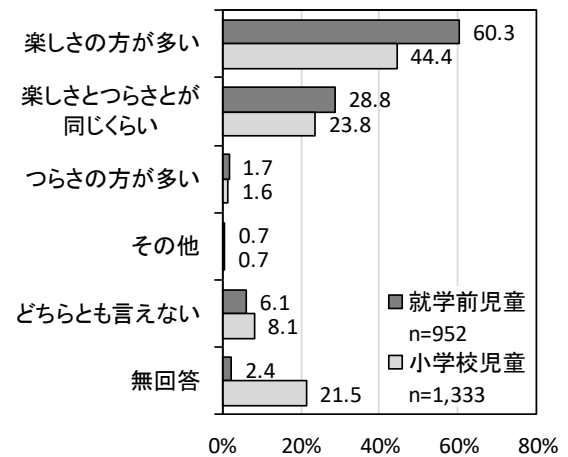
子育てへの不安や負担感については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「何となく感じる」が最も多くなっており、「非常に感じる」と合わせると、4割前後が不安や負担を『感じる』と回答しています。

また、子育ての楽しさは就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「楽しさの方が多い」が最も多く、就学前児童保護者で6割以上、小学校児童保護者で4割以上となっています。

■子育てへの不安・負担感

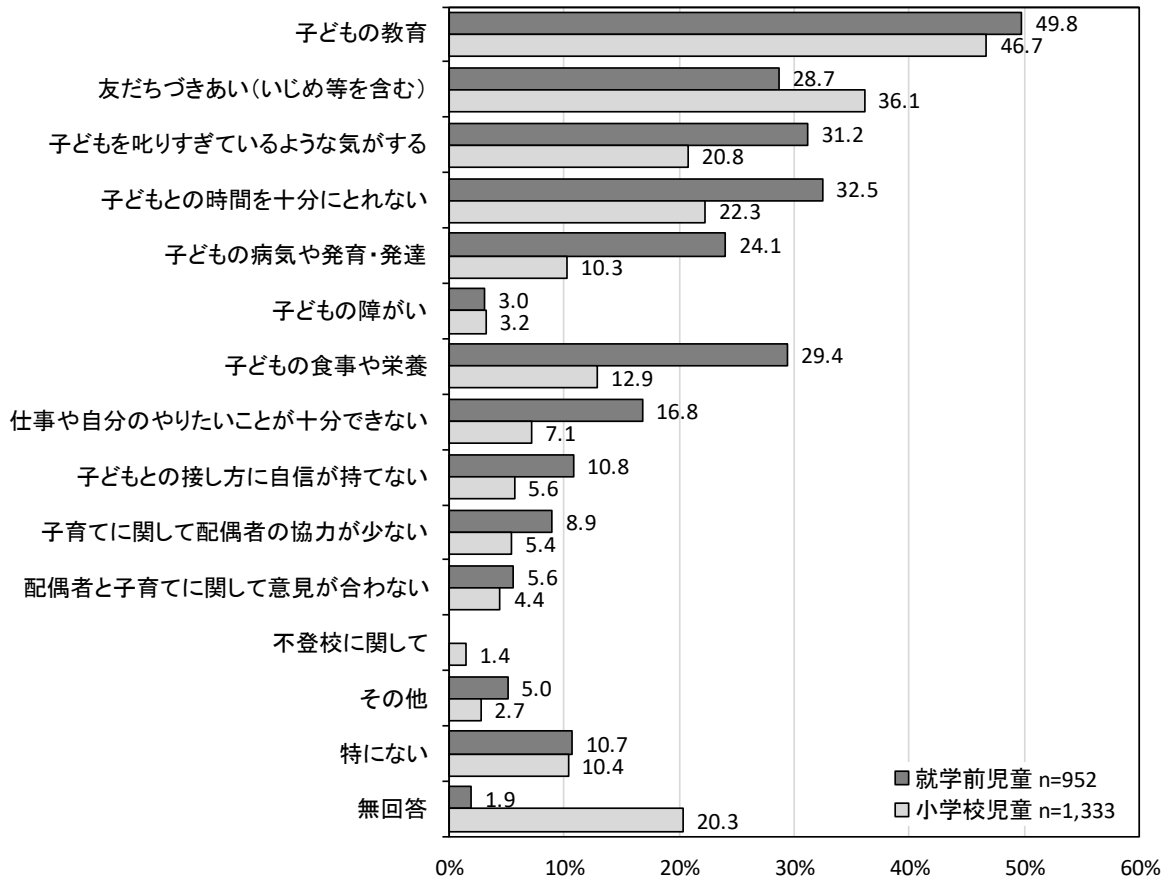


■子育ての楽しさ



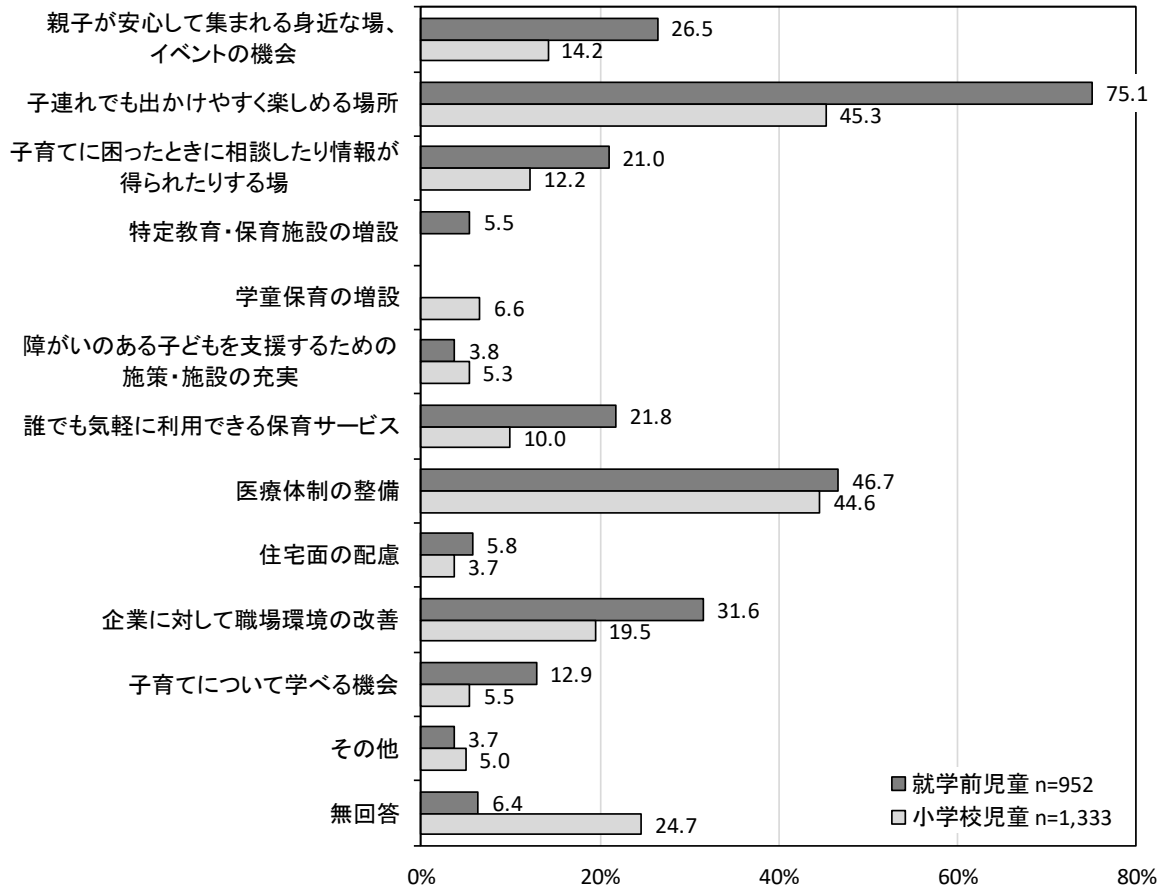
【子育てに関して、日頃悩んでいることや気になっていること】

子育てに関して、日頃悩んでいることや気になっていることについては、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子どもの教育」が最も多くなっています。次いで、就学前児童保護者では「子どもとの時間を十分にとれない」、小学校児童保護者では「友だちづきあい（いじめ等を含む）」が多くなっています。



【行政に対して今後期待する子育て支援】

行政に対して今後期待する子育て支援は、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が最も多く、次いで「医療体制の整備」が多くなっています。



(10) 自由記載における主な意見について

<p>■教育・保育事業、子育て支援サービスについて</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・19時以降も預かってもらえる保育施設があると、残業をしなければならない時に助かります。 ・日、祝日も学童保育に預けられるようにしていただきたいです。未就学児はみただけなのに小学生になると預ける環境がないので職場で肩身が狭いです。 ・集団感染による学級閉鎖や振替休日による祝日以外の休日についても、学童保育等による受け入れを拡充してほしいです。子どものために仕事を休むことはやむ得ないと思いますが、ライフワークバランスをとる一つ的手段として、心に余裕の持てる制度が利用しやすい状況であれば感じます。 ・平日が仕事なので、市や行政の方が平日に相談窓口やイベント等行っても、行くことができなくなります。土日でも、相談窓口や子どもの健診など、月に1度行う時があれば助かるのかなと思いました。 ・育児相談や育児教室等、予約なしでもっと気軽に利用できる支援場所があったり、予約制にしても、インターネットからいつでも予約やキャンセルができれば、利用しやすくなると思っています。 ・やいこみゅラインも、もっと広報を増やしてほしいです。今も助かりますが、イベント情報を増やしてほしいです。
<p>■経済的負担の軽減について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・教育にお金がかかる時代なので、給食費などを無料にして、不安のない子育てがしたいです。お金の面で子育てが不安で、子どもがほしくても考えてしまい産めない現状です。 ・母子家庭の手当てを、もっと充実させてほしいです。フルタイムで働くと、手当てがなくなってしまい、その分休みなく働くことになってしまいます。 ・一時預かりが高いため、気軽に預けられません。1日3,000円くらいまでにしたいです。 ・不妊治療の支援について少し変えてほしいです。高額からの支援の形ですが、そこに行くまでに断念してしまう家族がいます。不妊治療は長い戦いです。そして、その分お金もかかります。
<p>■支援を要する子どものことについて</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもへの理解と、そのような子どもでも気軽に利用できる遊び場や療育などの施設が、市内にできるとうれしいです。 ・障がい児が利用できる施設や保育事業等の紹介や案内を、該当者には集団検診の際に話したり、定期的に案内（パンフレット等）を郵送して、情報を提供するなど、もっと積極的に行ってほしい。 ・健康な子に対する支援だけでなく、アレルギー体質が強い子に対する支援や対策を充実させてほしいです。喘息やアトピー、食物アレルギー等があっても、体調が良い時は普通に保育園に通えるのに、普段から病児保育に通わせないとならないような対応に、疑問や不満を感じる事があります。 ・いじめなどがあった時、対応してくれるセンターなど充実させてほしいです。 ・思春期を迎えた子への対応に時々、悩みます。専門家に相談したいのですが、そういった窓口があるのか、いまいよく分からないので、告知も含め、そういった環境を整えてほしいです。 ・塾に通う余裕のない子どもたちに、優先的に学習の場を提供（無償で）してほしいです。親の都合で習い事を我慢させなくてはならないのが、申し訳なくかわいそうに思っていますが、生活費を稼ぐので精一杯な人たちも多いのではないのでしょうか。 ・障がいのある子が中学生になると学童がなくなり、放課後等デイサービスを利用することになりますが、利用できる時間が短すぎて働き続ける事が出来ません。17時30分から18時までに迎えに行ける職場ばかりではないです。むしろ少ないでしょう。また、障がいによっては、高校生になっても放課後利用できるサービスが必要です。

■健康・医療について

- ・週末に当番医を教えてください、LINEのサービスを利用しています。最新の情報が得られるSNS等で、今後も発信してもらえたらありがたいです。
- ・休日当番医で、子どもの急な病気に対して、小児科ではないとの理由で診てもらえない場合があります。休日当番医、夜間でも、子どもの急な病気などに対応してもらえ、医療機関の体制を整備して欲しいです。
- ・親が体調不良で仕事を休んだ時、保育園に子どもを預けたかったが、遠回しに断られました（親が休みの時は子どもも休ませると。そこは納得しています）。そういった時に短時間でも子どもを預けられる場がほしいです。
- ・他の市町村のように、医療機関での窓口支払いを、18歳まで不要にしてほしいです。矢板市でも18歳までは医療費無料となっていますが、申請する手間があります。インフルエンザ予防接種の助成も、中学3年生、高校3年生だけでなく、0～18歳まで対象にしてほしいです。

■子育て環境について

- ・通学路の街灯が少なく暗いためもっと増やしてほしいです。大きい道路から少し入ると矢板市内は全体的に街灯が少ないと思います。
- ・道路状況が、あまり良くないと感じています。子どもと自転車で出かけるときも、歩道がなかったり、車道が狭く、危険を感じる事もあります。少しでも出かけやすい道路が増えるとありがたいです。
- ・コマチのような、雨でも使える遊び場を増やしてほしいです。小学生、中学生が家以外でも勉強できるような、図書館みたいな場所を増やしてほしいです。
- ・子ども達が安心して安全に遊べる場所が欲しいのと、不審者情報をLINEなどの情報ツールを使って明確に提供してほしいです。
- ・小中学校の環境について、夏の気温の高さの異常さや、災害の時の拠点となる場所となる事を考えても、エアコンの設置やトイレ等の設備の改善を考えて頂きたいと思います。
- ・孤独にならず、話し合える場などがあると、よりよい環境の中子育てができると思います。子育てサロンや子育て支援はとても充実していると思いますが、利用している人は限られているのが現状だと思います。

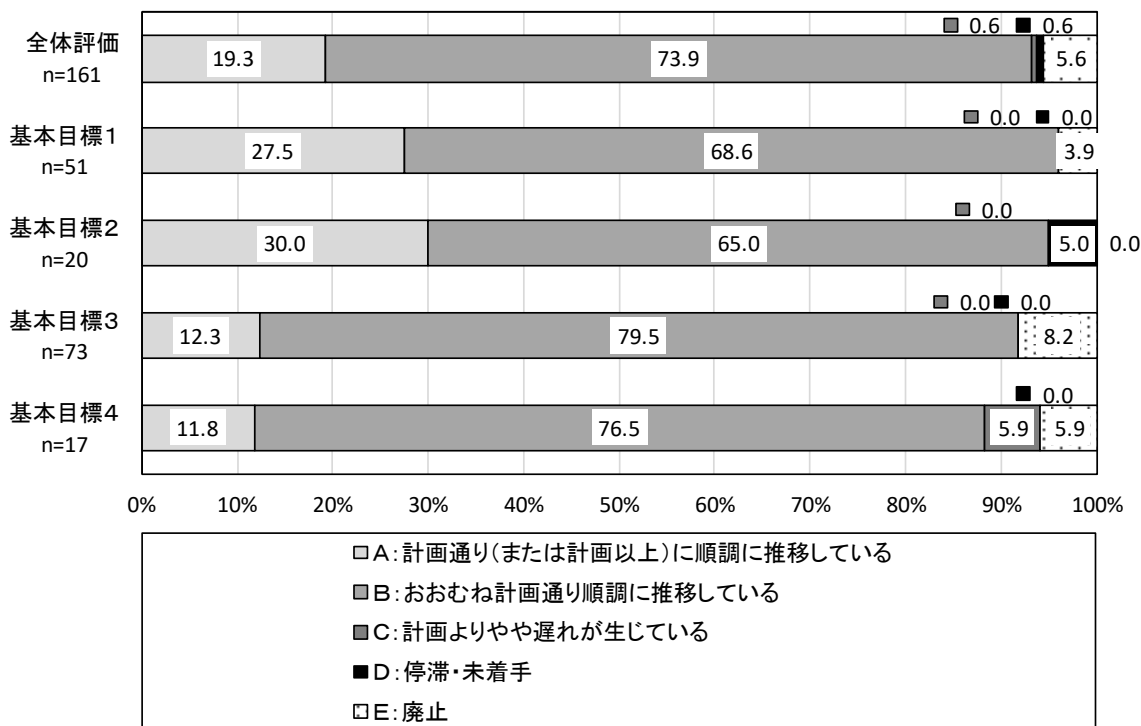
第4節 第1期計画の進捗状況

1. 基本目標ごとの評価

第1期矢板市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。

全体評価としては、「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」が19.3%、「おおむね計画通り順調に推移している」が73.9%となっており、「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」と「おおむね計画通り順調に推移している」を合わせると93.2%となっています。

また、「計画よりやや遅れが生じている」、「停滞・未着手」がそれぞれ0.6%、「廃止」が5.6%となっています。



(1) 基本目標1「一人ひとりの子(個)の育ちを支える取り組みの推進」

悩みなどを抱える子どもや障がいのある子どもへの支援の充実を図るとともに、子どもたちが自分らしく過ごす中で自己形成が図れるよう、ライフステージを通じた取り組みを推進してきました。

各事業については、「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」と「おおむね計画通り順調に推移している」を合わせると9割以上が目標に沿った事業展開が図られているといえます。

取り組みの成果として「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」となっているものは、以下の14事業です。

- ・ 障がい者フリースペース
- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅介護
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 短期入所
- ・ 地域生活支援事業（日中一時支援事業）
- ・ 重度心身障害者医療費助成事業
- ・ 特別児童扶養手当支給事業
- ・ 障害児福祉手当支給事業
- ・ 重度心身障害児者介護手当
- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 補装具費給付事業
- ・ ブックスタート事業
- ・ リーダー研修会

一方、取り組みの成果として「計画よりやや遅れが生じている」、「停滞・未着手」となっているものはありません。また、「廃止」となっているものは2事業で、事業の見直し、統合により、「心身障がい児者招待事業」、「子ども地域活動促進事業（チャレンジ教室）」は廃止となっています。

基本施策	事業数	進捗評価（平成30年度）				
		A	B	C	D	E
1. 子どもの人権尊重	3		3			
2. 障がいのある子どもへの支援	23	12	10			1
3. 生きる力の育成に向けた年代を通じた取り組みの充実	25	2	22			1
計	51	14	35			2

■進捗評価

- A：計画通り（または計画以上）に順調に推移している
- B：おおむね計画通り順調に推移している
- C：計画よりやや遅れが生じている
- D：停滞・未着手
- E：廃止

(2) 基本目標2「安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり」

乳幼児健診事業、訪問・相談事業などの母子保健に関わる事業の推進や健康管理の定着及び医療体制の充実に努めるとともに、育児不安への支援体制や子どもへの虐待の早期発見・対応、発生防止のための支援体制を整備してきました。

各事業については、「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」と「おおむね計画通り順調に推移している」を合わせると9割以上が目標に沿った事業展開が図られているといえます。

取り組みの成果として「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」となっているものは、以下の6事業です。

- ・ 妊産婦医療費助成事業
- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会の充実
- ・ こども医療費助成事業
- ・ 各種相談事業の充実
- ・ 要保護児童対応研修会の受講の推進

一方、取り組みの成果として「計画よりやや遅れが生じている」となっているものはありません。「停滞・未着手」となっているものは、以下の1事業です。

- ・ 児童生徒健康栄養相談

児童生徒健康栄養相談については、学校で栄養教諭や養護教諭による相談が実施されているため、本事業による相談者は平成30年度で0人となっていますが、今後も学校との連携を図りながら継続して事業を実施していくことが重要であると考えられます。

基本施策	事業数	進捗評価（平成30年度）				
		A	B	C	D	E
1. 母子保健サービスの充実	7		7			
2. 子どもや親の健康確保	8	2	5		1	
3. 育児不安の軽減と虐待防止への支援	5	4	1			
計	20	6	13		1	

■進捗評価

- A：計画通り（または計画以上）に順調に推移している
- B：おおむね計画通り順調に推移している
- C：計画よりやや遅れが生じている
- D：停滞・未着手
- E：廃止

(3) 基本目標3「地域における子育て家庭への支援」

子どもが健やかに社会の中で育まれるよう、教育・保育及び子育て支援サービスの充実や仕事と子育ての両立支援、ひとり親家庭の支援体制を整備してきました。

各事業については、「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」と「おおむね計画通り順調に推移している」を合わせると9割以上が目標に沿った事業展開が図られているといえます。

取り組みの成果として「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」となっているものは、以下の9事業です。

- ・ 施設型給付費の支給
- ・ 延長保育の実施
- ・ 子育て支援事業
- ・ 就労環境の改善のための広報・啓発活動
- ・ 生活困窮者支援事業（学習・生活支援）
- ・ 地域型保育給付費の支給
- ・ 保育所（園）保育料の軽減
- ・ 幼児教育講演会
- ・ ひとり親家庭医療費助成事業

一方、取り組みの成果として「計画よりやや遅れが生じている」、「停滞・未着手」となっているものはありません。また、「廃止」となっているものは6事業で、「幼稚園就園奨励費補助事業」、「幼稚園第三子以降保育料減免事業」については幼児教育・保育無償化に伴い廃止、「幼児教育振興特別補助金」については利用者負担の公平性の観点から廃止、「矢板市育児ガイドブック「すこやか」活用事業」、「子育て応援サイト「ともな〜る」運営事業」、「母子父子家庭招待事業」は事業の見直し、統合により廃止となっています。

基本施策	事業数	進捗評価（平成30年度）				
		A	B	C	D	E
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実	20	4	13			3
2. 子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実	21	2	17			2
3. 仕事と子育ての両立支援	9	1	8			
4. ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする家庭への支援	23	2	20			1
計	73	9	58			6

■進捗評価

- A：計画通り（または計画以上）に順調に推移している
- C：計画よりやや遅れが生じている
- E：廃止

- B：おおむね計画通り順調に推移している
- D：停滞・未着手

(4) 基本目標4「安心して子育てできるまちづくり」

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、経済的不安の軽減や、有害環境対策の推進、安心・安全の確保に努めてまいりました。

各事業については、「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」と「おおむね計画通り順調に推移している」を合わせると8割以上が目標に沿った事業展開が図られているといえます。

取り組みの成果として「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」となっているものは、以下の2事業です。

・ 児童手当支給事業

・ やいたみらいっ子誕生祝金

一方、取り組みの成果として「計画よりやや遅れが生じている」となっているものは、以下の1事業です。

・ 歩道バリアフリー化工事

歩道バリアフリー化工事について、特に市街地では現状を維持するための工事も多く、今後もバリアフリー化に向けたより一層の取り組みが必要となることが考えられます。

また、「廃止」となっているものは「学校の耐震化」の1事業で、対象となる学校の耐震化工事は完了しました。

基本施策	事業数	進捗評価（平成30年度）				
		A	B	C	D	E
1. 経済的負担の軽減	2	2				
2. 有害環境対策の推進	3		3			
3. 安心・安全の確保	12		10	1		1
計	17	2	13	1		1

■進捗評価

A：計画通り（または計画以上）に順調に推移している

B：おおむね計画通り順調に推移している

C：計画よりやや遅れが生じている

D：停滞・未着手

E：廃止

2. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の進捗評価

第1期矢板市子ども・子育て支援事業計画では、以下の事業に関する量の見込みを設定し、基盤整備を進めてきました。

■教育・保育事業について

1号認定の量の見込みに対する利用割合が100%を下回っているのに対し、2号認定・3号認定の量の見込みに対する割合は100%を上回っています。これは、幼稚園から認定こども園への移行が行われたことや女性就業率の向上による共働き世帯の増加等の影響により保育ニーズが高まっていることが考えられますが、現在は待機児童が発生していないことから、必要量の確保はできていると考えられます。今後も、必要に応じた整備・調整を図っていくことが必要となります。

■地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業の3事業は、利用実績が量の見込みを大きく上回っており、教育・保育事業と同様に保育ニーズが高まっていることや、子育てに関する支援・相談を必要とする家庭が増えていることが考えられます。

また、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業の3事業は、ニーズ調査の結果をもとに利用量を見込みましたが、利用実績が量の見込みを大きく下回っており、算出方法の妥当性の問題や利用者への周知不足などが原因と考えられます。

本計画では、各事業のニーズにあった利用量を見込むとともに、必要に応じた提供体制を整えていきます。

計画期間中の利用実績と量の見込みに対する利用割合は以下のとおりです。

事業名	単位	各年の利用実績と各年の量の見込みに対する利用割合								R01 量の 見込み		
		H27 実績	利用割合 (%)	H28 実績	利用割合 (%)	H29 実績	利用割合 (%)	H30 実績	利用割合 (%)			
教育・保育事業	1号認定	人	308	110.4	264	96.4	236	89.7	158	61.5	248	
	2号認定	教育	48	46.6	46	45.1	51	52.6	105	110.5	92	
		保育	452	118.0	456	120.0	453	123.8	444	124.0	344	
	3号認定	0歳	38	62.3	34	58.6	40	71.4	28	50.9	53	
		1・2歳	282	111.0	288	119.0	289	123.5	298	131.9	221	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	か所	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	
	延長保育事業	人	255	92.7	88	32.8	277	114.9	259	104.0	241	
		か所	7	87.5	7	87.5	7	87.5	7	87.5	8	
	放課後児童健全育成事業	人	351	114.0	409	135.4	354	120.0	387	133.9	283	
		か所	8	100.0	9	112.5	9	112.5	9	112.5	8	
	子育て短期支援事業	人日	4	12.1	8	25.0	12	38.7	0	0.0	29	
		か所	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	
	乳児家庭全戸訪問事業	人	209	101.5	215	107.0	213	109.2	175	92.1	185	
	養育支援訪問事業	人	16	34.8	71	157.8	94	208.9	72	163.6	43	
	地域子育て支援拠点事業	人日	3,111	261.0	3,873	336.2	3,093	280.7	3,326	311.7	1,036	
		か所	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	
	一時預かり事業	幼稚園	人日	7,782	27.8	7,109	25.8	9,750	37.0	1,911	7.4	24,731
			か所	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3
		保育園 ファミリーサポ ートセンター	人日	388	8.2	364	8.0	263	6.0	243	5.7	4,109
			か所	2	66.7	2	66.7	2	66.7	2	66.7	3
	病児・病後児保育事業	人日	141	12.1	139	12.3	119	11.0	155	14.7	1,018	
		か所	2	200.0	2	200.0	2	200.0	2	200.0	1	
子育て援助活動支援事業	人日	7	15.9	57	135.7	0	0.0	0	0.0	40		
	か所	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1		
妊婦健康診査事業	人	218	66.9	323	101.3	293	93.9	184	60.3	298		

※教育・保育事業については、広域入所児童分を含んでいます。

※教育・保育事業の各認定については、以下のとおりです。

- ・ 1号認定：保育を必要としない満3歳以上児
- ・ 2号認定：保育を必要とする満3歳以上児
- ・ 3号認定：保育を必要とする満3歳未満児

※令和元年度については、量の見込みのみを掲載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 子ども・子育ての基本理念

第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、国から提示された基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会が目指されており、一層「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、すべての施策の真ん中に子どもを据えながら計画を推進していく必要性が示されていました。

また、「子ども・子育て支援事業計画」の前身である「次世代育成支援対策行動計画」においては、家庭における子育てを基本としながら、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てできるように、地域で支援するという考えに基づき、「子ども」、「親」、「地域」の3つの側面から取り組みを推進してきました。

また、本市では平成23年に、市民本位の市政運営を明らかにするとともに、市民を主体とする自治を実現するため、住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める「矢板市まちづくり基本条例」を施行しています。

そのため、こうした時代の要請と本市でのまちづくりの考え方を踏まえ、本計画では第1期計画の基本理念である「子ども、親、地域 みんなでつくる子育て支援のまち 矢板」を継承し、行政は子ども・子育て支援を量と質の両面から充実させるとともに、家庭を中心に、学校、地域、企業、その他社会を構成するすべての人が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことで、矢板市に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現を目指すこととします。

■■■ 基本理念 ■■■

子ども、親、地域

みんなでつくる子育て支援のまち

矢板



第2節 基本的視点

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的視点を以下のとおり定めます。基本的視点は、「子ども・子育て支援法」の掲げる考え方や、「子ども・子育て支援事業計画」の前身である「次世代育成支援対策行動計画」における考え方を取り入れることで、発展的に踏襲するものとします。

1. 未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長する環境をめざします

子どもたちはさまざまな発達の段階を経て、自我や主体性、社会性を備えた人間へと成長していきます。そのため、それぞれのライフステージや発達段階において、子どもたちが適切な支援や援助を受けながら、豊かな心と身体、確かな学力を養える環境をつくりまします。また、子どもは地域の未来を担う大切な財産です。すべての子どもたちの生命と権利が守られるとともに、子どもたち自身が積極的に地域とかかわり合いながら成長できるよう、環境づくりに取り組みます。

2. すべての親が安心して産み育てることができ、親として成長できる環境をめざします

子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に進められるべきものであり、子育てとは本来、子どもと親が互いに成長し合う中で大きな喜びや生きがいをもたらされる尊い営みです。

そのため、地域や社会が親に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、親が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくるとともに、子育てを通して親としての成長が図られるよう支援をしていきます。

3. 子育てを支援する地域づくりをめざします

地域社会が持つ機能の一つに、子どもが生まれ育つ場としての機能があるといわれています。しかし、近年は少子化や価値観、生活スタイルの多様化等の影響により、そうした地域社会の機能が弱まってきており、次世代育成の場としての地域社会の再生が今求められています。

そのため、行政や企業、住民など地域社会を構成するすべての人が、子どもの健やかな成長の実現という目的を共有し、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する理解と関心を深め、それぞれの役割を果たすことで、地域全体で連携・協力して取り組む体制を整えます。

第3節 基本目標

1. 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取り組みの推進

少子化をはじめ、核家族化や高度情報化、厳しい経済情勢、価値観の多様化等、子どもを取り巻く環境は常に変化し続けています。そうした中で、生まれ育った環境や障がいの有無などにかかわらず、本市に住むすべての子どもたちが、自らを尊重されるべき主体であると認識し、生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使するとともに、地域や社会と積極的にかかわり合いながら、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、ライフステージや発達段階に応じた環境づくりを推進します。

2. 安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり

母親の育児不安や児童虐待、不妊症など、母子を取り巻く健康課題が生じてきている中、生涯を通じて健康に過ごすためには、安全な出産を経て、母子ともに心身が健やかな状態で乳幼児期を過ごし、その後の学齢期や青少年期に接続されていくことが大切です。そのため、各種関係機関が連携し、地域で妊産婦や子育て中の保護者を見守り支える体制の強化を図るとともに、特に支援が必要な家庭に対しては、適切なフォローの継続実施を推進します。

3. 地域における子育て家庭への支援

就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育需要が拡大する中で、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの提供・確保を図るとともに、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的にかかわっていけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行います。また、ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする子育て家庭への相談・支援体制の整備を図り、地域における子育て支援を総合的に推進します。

4. 安心して子育てできるまちづくり

子どもや子育て家庭が、経済的な不安や犯罪、事故、災害等の危険性がなく安心して暮らせるまちは、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる都市空間へとつながるまちといえます。生まれ育つ環境を自ら選択できない子どもたちが、矢板市に愛着をもち、いずれ家庭を築いた時に、子どもや子育て家庭が、安全・安心かつ快適に生活できる持続可能なまちづくりを推進します。

第4節 施策の体系

基本理念
子ども、親、地域 みんなでつくる子育て支援のまち 矢板

基本的視点

未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長する環境をめざします

すべての親が安心して産み育てることができ、親として成長できる環境をめざします

子育てを支援する地域づくりをめざします



基本目標 1. 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取り組みの推進	
1.	子どもの人権尊重
2.	障がいのある子どもへの支援
3.	生きる力の育成に向けた年代を通じた取り組みの充実
基本目標 2. 安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり	
1.	母子保健サービスの充実
2.	子どもや親の健康確保
3.	育児不安の軽減と虐待防止への支援
基本目標 3. 地域における子育て家庭への支援	
1.	教育・保育及び子育て支援サービスの充実
2.	子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実
3.	仕事と子育ての両立支援
4.	ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする家庭への支援
基本目標 4. 安心して子育てできるまちづくり	
1.	経済的負担の軽減
2.	有害環境対策の推進
3.	安心・安全の確保

第4章 基本施策の展開

第1節 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取り組みの推進

現状と課題

近年、少子化をはじめ、核家族化や高度情報化、厳しい経済情勢、価値観の多様化等、子どもを取り巻く環境は常に変化し続けています。そうした中で、子どもたちはさまざまな支援により守られる側面もある一方で、受身がちになり、主体性・社会性の低下や自己肯定感の希薄化等が指摘されるとともに、ひきこもりや不登校、いじめや虐待の件数の増加・多様化等、子どもたちをめぐるさまざまな問題が深刻化してきています。

また、保護者も子育てに関して悩みを抱えており、本市で平成30年度に実施したアンケート調査結果によると、子育てに関する悩みとして「子どもの教育」という回答結果が最も多いほか、「子どもとの時間を十分にとれない」、「子どもを叱りすぎている」、「友だちづきあい（いじめ等を含む）」などが挙げられており、多くの保護者が子どもの教育や子どもとの関わり方などに悩みを抱えていることがわかります。

本市では、市内の市立各中学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校だけでなく学区内の小学校までその対象を拡大しながら、児童生徒や保護者からの不登校やいじめ等の悩み、相談への対応を図っています。問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決に向けた体制は整備しているものの、年々小学校からの相談件数が増加しつつあり、さらなるきめ細やかな支援の充実が求められています。また、障がいのある子ども一人ひとりが、身近な地域で安心した生活を送れるよう、障がい者施策と緊密に連携しながら、希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援及び専門的な支援の充実も重要となります。他方、地域では、次代を支える子どもたちを育むため、自然体験学習やふれあい、交流活動などが行われているものの、少子化や生活様式の多様化等の影響から、参加者が減少傾向であることが課題となります。

本市に住むすべての子どもたちが、生まれ育った環境や障がいの有無などにかかわらず、自らを尊重されるべき主体であると認識し、生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使するとともに、地域や社会と積極的にかかわり合いながら、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、ライフステージや発達段階に応じた環境づくりを進めることが大切です。

1. 子どもの人権尊重

大人だけでなく、子ども自身が自らを生存や発達、保護、参加・参画といった権利を使用する主体であると認識し、互いに尊重し合う環境づくりと啓発活動を行うとともに、子どもが有する基本的人権が守られるよう、生きづらさを抱える子どもたちや外国籍の子どもへの支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	スクールカウンセラーの活用	不登校やいじめ等、児童生徒や保護者の悩み等の相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置して、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図ります。	教育総務課
2	適応指導教室の充実	適応指導教室「チャレンジハウス」において、不登校児童生徒の自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための援助指導を行い、在籍校への復帰をめざします。	教育総務課
3	外国籍の子どもへの学習支援	母国語が話せる支援員を一定期間配置し、外国籍の子どもへの学習支援を行います。	教育総務課
4	児童の権利条約の周知・啓発	児童の権利に関する条約の普及・啓発に努めます。	子ども課

2. 障がいのある子どもへの支援

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重される中で、ともに地域社会で生活していけるよう、理解の促進を図るとともに、障がい者施策と緊密に連携しながら、支援の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	個への対応	特別支援教育も含めて、児童生徒一人ひとりに応じた指導や学力の向上に努めます。	教育総務課
2	障がい児保育の実施	障がい児と健常児が日常の保育を通して互いに理解を深め、協力しながら育っていけるよう、障がい児保育を実施します。	子ども課
3	障がい児のための学童保育の充実	学童保育館の設備を充実し、人的配置を考慮するなど障がい児の受け入れをさらに進めます。	子ども課
4	特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力が最大限に伸ばせるよう、各小中学校での支援の充実を図ります。	教育総務課
5	指導者研修の充実	指導者の研修の場を充実させることにより、障がい児への理解を深め、健常児とともに過ごす保育・教育内容の充実を図ります。	子ども課 教育総務課

No.	事業名	事業内容	担当課
6	障がい者フリースペース	障がい児者及びその家族等が気軽に集まり交流を図る場所を提供し、当事者やその家族の交流や不安・孤立の解消、当事者の自主性・自発性の促進を図ります。	社会福祉課
7	5歳児発達相談	年中児を対象に、集団生活においてうまくいかない部分を支援するために、発達相談を実施したり、療育につなげます。	子ども課
8	児童発達支援	心身の発達に遅れのある未就学児に対し、日常生活における動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。	社会福祉課
9	居宅介護	重度の心身障がい児者を抱える家庭に対しホームヘルパーの派遣を行います。	社会福祉課
10	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を行います。	社会福祉課
11	短期入所	在宅で生活する心身障がい児者の家族における介護が、家族の急病などで一時的に困難になった場合、短期間入所する事業を実施します。	社会福祉課
12	地域生活支援事業（日中一時支援事業）	障がい児者の日中における居場所を確保し、家族の就労支援、一時的な休息を図ります。	社会福祉課
13	幼稚園等特別支援教育費補助金	特別な支援を要する幼児を預かる市内幼稚園、認定こども園に対し、預かる人数に応じた補助を実施します。	子ども課
14	重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい者が医療機関で支払った医療費（保険診療分）を助成します。	社会福祉課
15	自立支援医療（育成医療）	障がいの軽減等確実な治療効果が期待できるものを対象に、治療に係る医療費の支給を行います。	社会福祉課
16	特別児童扶養手当支給事業	20歳未満の中程度以上の心身障がい児を持つ親に対し、手当を支給します。	社会福祉課
17	障害児福祉手当支給事業	20歳未満の重度心身障がい児で常時介護を必要とする方に手当を支給します。	社会福祉課
18	特定疾患福祉手当（小児慢性特定疾患者）	小児慢性特定疾患にかかった方、またはその保護者に手当を支給します。	社会福祉課
19	重度心身障害児者介護手当	重度心身障がい児者を常時介護している方に手当を支給します。	社会福祉課
20	日常生活用具給付事業	重度心身障がい児者が日常生活用具の給付または貸与を受ける際に、自己負担額を助成します。住宅の一部を改造する場合も対象となります。	社会福祉課
21	補装具費給付事業	身体の失われた部分や、障がいのある部分を補って日常生活を容易にする補装具の購入・修理に伴う自己負担額を助成します。	社会福祉課
22	福祉タクシー事業	タクシー料金の一部（基本料金）を助成します。	社会福祉課

3. 生きる力の育成に向けた年代を通じた取り組みの充実

子どもたちが、主体性や社会性、自己肯定感を育み、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、地域社会と積極的にかかわり合うための機会や場を提供するなど、ライフステージを通じた取り組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ブックスタート事業	10か月健診の際、抱っこの温かさの中で、絵本を介しやさしく語りかけ、言葉と豊かな心を育むために、絵本を配付します。	子ども課
2	地区作品展	各保育所（園）等において、塩谷地区芸術祭や市内の3公民館が実施している文化祭、地区作品展への出品を奨励し、芸術にふれあう機会を増やします。	子ども課 生涯学習課
3	幼・小の連携	幼稚園、認定こども園、保育所（園）、小学校との連絡や情報交換等を深め、小学校へのすみやかな就学を支援します。	子ども課 教育総務課
4	子ども地域活動促進事業（子ども会まつり）	各地区の文化祭に合わせて子ども会まつりを実施し、芸術にふれあうとともに地域の人々と交流を図ります。	生涯学習課 （各公民館）
5	子ども地域活動促進事業（ちびっこ広場）	土曜日や日曜日等の休日に、多彩な地域活動の機会と場を子どもたちに提供します。	生涯学習課 （各公民館）
6	学校の適正配置	子どもたちにとって、より効果的な教育を展開するため、小学校の適正配置を推進します。	教育総務課
7	地域学校協働本部事業	地域と学校が連携・協働する仕組みを促進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習、自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり、絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
8	思春期学校保健事業	小中学校において、思春期における心と体について、児童生徒の発達段階に応じた知識を学ぶとともに、各家庭に対し情報提供を行います。また、専門医を招いて講演会を行います。	教育総務課
9	情報機器整備事業	21世紀を担う子どもたちの情報の活用能力や国際性を養うため、小中学校に新しい機能を備えたパソコン等を整備し、インターネットを接続し、校内情報ネットワークの整備を図ります。また、情報機器利用の研修と指導者の育成に努め、有効活用を図るとともに、ソフト等の整備を図ります。	教育総務課
10	外国語指導助手（ALT）の配置	外国語指導助手8名を配置し、市内の小学校8校と中学校3校において英語担当教諭とチームティーチングによる授業を行います。	教育総務課
11	リーダー研修会	泉地区子ども会加入の中学2年生を対象にリーダー研修会を実施し、リーダーを育成するための事業として充実を図ります。	生涯学習課 （泉公民館）

No.	事業名	事業内容	担当課
12	キャリア・スタート・ウィーク事業	キャリア教育の視点で職業観や勤労観を培うため、中学2年生を対象に、5日間の職場体験を実施します。	教育総務課
13	小中連携推進事業	児童生徒の9年間の系統的・連続的な学びを大切にし、発達段階を踏まえた小中学校の連携した教育を行います。	教育総務課
14	中学生海外派遣	市内中学生の派遣団を結成し、授業への参加や文化や歴史にふれる学習、ホームステイ等交流活動を展開するとともに、派遣修了後は事後研修でふり返しを行い、発表資料を作成し各中学校や各小学校等で事業報告を行います。	教育総務課
15	児童館活動の充実	中高校生等が子育ての意識や大切さを理解できるよう、児童館活動事業の中で乳幼児と触れ合う機会を拡充します。	子ども課
16	幼児生徒芸術鑑賞会	情操教育の充実を目的に市内幼児、中学生を対象に芸術鑑賞会を開催します。	生涯学習課 (文化会館)
17	文化・芸術に親しむ活動	子どもの豊かな心の育成を図るため、芸術文化の鑑賞や文化財の見学、子ども向け講座の開設等の機会をつくります。	生涯学習課 教育総務課
18	各種スポーツ教室等の充実	幼児から一般成人と幅広い世代の市民を対象に、市民がスポーツに親しむ環境づくりのため、スケート教室など多種にわたるスポーツ教室を開設します。	生涯学習課 (各公民館) スポーツ推進班
19	スポーツ少年団の育成	子どもの心身の健全な育成を図るため、スポーツ少年団の普及と育成を推進します。	生涯学習課 スポーツ推進班
20	子ども会育成会スポーツ大会	子どもたちの心身の成長を支援するとともに、子どもたち同士が交流する機会として、各地区の公民館が主体となり、バレーボールや球技大会などの子ども会育成会スポーツ大会を開催します。	生涯学習課 (各公民館)
21	総合型地域スポーツクラブの育成	あらゆる世代の人がスポーツを楽しめる環境をつくるため、さまざまな教室を開設します。	生涯学習課 スポーツ推進班
22	矢板市子ども会連合会の支援	子どもの健全育成に寄与するために、市民主体で、単位組織ごとに地域活動の促進を図ります。	生涯学習課
23	セカンドブック事業	2歳児に絵本を配付し、家庭における子ども読書活動を充実させ、子どもの健やかな成長を支援します。	生涯学習課 (図書館)

第2節 安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり

現状と課題

わが国の母子保健は、乳児死亡の減少を最大の目的としてスタートしており、これまでの法制度の整備と体系化の過程において、その目的の達成には一定の成果がみられるといえます。しかし、近年では、少子化や核家族化の進行、地域の連帯感の希薄化、共働き世帯の増加、さらには生活習慣や価値観の変化等を背景に、母親の育児不安や児童虐待、不妊症など、母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。

本市で平成 30 年度に実施したアンケート調査結果によると、就学前児童や小学校児童の保護者が今後行政に対して期待する子育て支援として、子どもを安心して産み、育てるための基盤でもある「医療体制の整備」を上位に挙げています。また、回答者の自由意見の中でも、休日・夜間の急病への対応を求める声や育児相談など気軽に相談できる環境づくりへの要望が高まっています。

本市では、妊娠届時や母子健康手帳交付時における保健師による面接指導、産婦や乳児への訪問指導により、発達への不安や養育能力が不足している母親などのケースに対応しています。また、外国語版の母子健康手帳や予防注射の問診票なども希望により交付し、外国籍の家庭においても安心して出産や子育てができるよう支援しています。

若年や未婚、生活困窮等、妊娠中から細やかな支援を要する家庭は増加の傾向を示すとともに、発育・発達に問題があると確認された場合に、保護者の理解が十分に浸透していないなどの状況がみられることから、保健師や心理士、育児支援員等がさらなる連携を図る必要があります。また、安心して医療が受けられるよう、これまでも医療体制の整備を図ってきましたが、休日・夜間・緊急時の対応など、より一層の充実が必要となります。

生涯を通じて健康に過ごすためには、安全な出産を経て、母子ともに心身が健やかな状態で乳幼児期を過ごし、その後の学齢期や青少年期に接続されていくことが大切です。そのため、各種関係機関が連携し、地域で妊産婦や子育て中の家庭を見守り支える体制を強化するとともに、特に支援が必要な家庭に対しては、適切なフォローを継続して行っていくことが必要です。

1. 母子保健サービスの充実

妊娠期、出産期、乳幼児期等を通じて母子の健康を確保するため、乳幼児健診事業、訪問・相談事業、歯科保健事業、予防接種事業など各種の母子保健にかかわる事業の推進を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊婦健康診査事業 【地域子ども・子育て支援事業】	妊婦の健康診査を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療や相談を行います。	子ども課
2	妊産婦及び乳幼児の訪問指導	妊産婦の心身の健康維持を図るため、必要に応じ保健師が妊産婦に対して訪問での相談を行います。また、新生児、乳幼児の心身の健康維持や保護者の育児不安の軽減を図るため、栄養・環境・疾病予防について、必要に応じて保健師が保健指導を行い、育児支援を行います。	子ども課
3	産後ケア事業	母親の疲労回復や、育児に関する不安や悩みの解消のため、産後ケア費用の助成を行います。	子ども課
4	こんにちは赤ちゃん事業【地域子ども・子育て支援事業】	生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師が訪問し、育児相談を実施し、育児支援員の支援につなげます。	子ども課
5	乳幼児健康診査事業	乳幼児の発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者へ育児支援を行うため、各健康診査を実施します。また、健診の機会を利用し、乳幼児の食生活を豊かにするため、離乳食や幼児食の知識を普及します。	子ども課
6	各種健康相談事業	医療機関や健康福祉センター、認定こども園・保育所（園）等関係機関との連携を図り、発達段階や心身の状況に応じた適切な相談支援を行います。	子ども課
7	歯科保健事業	1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診で、フッ素塗布、ブラッシング相談や歯科医師による歯の相談を実施します。また、年に2回、年中、年長、小1児童を対象にフッ素塗布を実施し、う歯予防の推進を図ります。	子ども課
8	視力検査機器導入事業	3歳6か月児健診にて視覚スクリーニング検査を実施します。	子ども課
9	予防接種事業	子どもの健康を守るため、予防接種法に基づき、乳幼児、児童生徒の予防接種を実施します。	子ども課
10	おたふくかぜワクチン予防接種助成事業	1歳児及び年長児に対しておたふくかぜワクチン予防接種の助成を実施します。	子ども課
11	インフルエンザワクチン予防接種助成事業	子どもや高齢者の方などを対象にインフルエンザワクチン予防接種の助成を実施します。	子ども課 健康増進課

2. 子どもや親の健康確保

生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、基本的な生活習慣等の健康管理の定着を図ります。また、安心して医療が受けられるよう、関係機関との連携のもと、医療体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童生徒の健康管理の充実	定期的に内科検診や歯科検診を行うほか、心臓検診、腎臓検診、血液検査を実施することにより健康管理を推進します。	教育総務課
2	保育所（園）・認定こども園、学校との連携による食育の推進	給食や日常の保育・教育を通して、発育段階に応じた食に関する知識を学ぶとともに、食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育を推進します。	子ども課 教育総務課
3	小中学校の食育の推進	学校給食において、行事食の実施や地場産物の活用を行うほか、食に関する指導を通し、食育を推進します。	教育総務課
4	保育所（園）における食育の推進	子どもが日々の生活と遊びの中で、食に関する体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食を通して周囲の人たちとコミュニケーションをとることができるよう、各保育所（園）の創意工夫のもと、食育を推進します。	子ども課
5	児童生徒健康栄養相談	学校健診の結果、肥満・脂質異常・貧血等の指導が必要な児童生徒と保護者に対して、個別の相談を行います。	子ども課
6	休日・夜間診療の充実	休日・夜間の急病などに対応するため、医師団の協力を得ながら、休日、夜間診療の実施を検討します。	子ども課
7	妊産婦医療費助成事業	妊産婦が妊娠中あるいは出産した翌月末日までの間に病気やけがをして医療機関で支払った医療費（保険診療分）を助成します。	子ども課
8	こども医療費助成事業	18歳の年度末までの児童を養育している家庭に対して医療機関で支払った医療費（保険診療分）を助成します。	子ども課
9	成人の健康診査事業	生活習慣病の予防やがんの早期発見のため特定健診、特定保健指導、がん検診などの実施及び精密検査の受診勧奨などを行います。	健康増進課
10	大人の予防接種事業	妊娠をしている方の配偶者、または妊娠を予定している方及びその配偶者などに対し、風しんワクチン、麻しん風しん混合ワクチンの接種費用を助成します。	健康増進課

3. 育児不安の軽減と虐待防止への支援

乳幼児期の不安に対して、相談や指導を通じ、的確に対応できる支援体制を整備するとともに、問題を解決できる機会や場の提供に努めます。また、子どもへの虐待の早期発見や対応、発生防止などに努めるための支援体制を整えます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	育児支援家庭訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	養育支援が必要な家庭を育児支援員が訪問し、子育てについての相談・助言を行い、育児支援を行います。	子ども課
2	各種相談事業の充実	家庭相談員、母子父子自立支援員兼婦人相談員、育児支援家庭訪問支援員を設置し、児童の健全育成、虐待予防を図ります。	子ども課
3	要保護児童対策地域協議会の充実	深刻な社会問題となっている児童虐待に対応するため、児童相談所、教育委員会、民生委員児童委員協議会、医療機関、警察署、小中学校、保育所(園)、認定こども園など関係機関による協議会を設置し、児童虐待の予防や早期発見とすみやかな対応等に努めます。	子ども課
4	要保護児童対応研修会の受講の推進	県や児童相談所で実施している各種相談業務研修会に参加し、児童問題に関する情報交換や具体的問題対応の手法を学び、より専門性の高い知識・実務を身に付けます。	子ども課
5	児童虐待防止啓発事業	妊娠シミュレーターを市内の小中学校へ貸出し、妊娠出産と生命の大切さの理解促進を行います。また、11月の児童虐待防止月間による啓発活動のほか、市内各所にポスター及びチラシ等を掲示・配布し、市民の意識向上を図ります。	子ども課

第3節 地域における子育て家庭への支援

現状と課題

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法の成立、平成27年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」の10年間延長を背景に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制整備を推進しています。

本市で平成30年度に実施したアンケート調査結果によると、就学前児童保護者では、保育所（園）や幼稚園、認定こども園を利用している人は5年前よりも約1割増加しています。女性就業率の上昇による共働き世帯の増加等の影響により保育を必要とする家庭が増えていると考えられますが、母親が子育ての中心的な役割を担っている家庭が多く、母親にかかる負担が大きいことがうかがえます。

本市では公立保育所が1か所、私立保育園が7園、私立認定こども園が3園で、各園において多様な教育・保育事業を展開しています。また、子育ての支援をしてほしい人（依頼会員）と、手助けしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、互いに助け合いながら子育てを支援していくファミリーサポートセンター事業を実施しているほか、家庭における教育力向上を図るための家庭教育学級の開催や、地域子育て支援体制の整備などを進めており、地域で子育て家庭を支えるための基盤をハード面だけでなくソフトの面においても充実が図られるよう、取り組んでいます。

就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育需要が拡大する中で、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの提供・確保を図るとともに、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的にかかわっていける環境づくりを推進することが重要です。また、ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする子育て家庭への相談・支援体制の整備を図っていくことも必要となっています。



1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実

保護者が安心して子育てができると同時に、子どもが健やかに社会の中で育まれるよう、利用者の視点に立った教育・保育及び子育て支援サービスの量的かつ質的な充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	施設型給付費の支給【子ども・子育て支援給付】	保育所（園）、幼稚園、認定こども園に対し、教育・保育が適切に実施されるよう施設型給付費を支給します。	子ども課
2	地域型保育給付費の支給【子ども・子育て支援給付】	地域型保育事業を実施する施設に対し、保育が適切に実施されるよう地域型保育給付費を支給します。	子ども課
3	延長保育の実施【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の長時間化に対応するため、延長保育を実施します。	子ども課
4	学童保育館の整備・充実【地域子ども・子育て支援事業】	学童保育館を利用する児童が安心して過ごすことができるような体制を整備するとともに、放課後児童の活動内容の充実や指導員の資質の向上を図るため、指導員や管理者が積極的に研修するように努めます。	子ども課
5	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の疾病その他理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において一定期間宿泊を伴う預かりを行います。	子ども課
6	地域子育て支援拠点事業【地域子ども・子育て支援事業】	地域子育て支援拠点（センター）は、子育て家庭を総合的に支援する施設で、保護者同士、子ども同士のふれあいの場として、子育てに関する相談、情報の提供、子育てサークル等の支援などを実施します。今後とも、地域の拠点として、機能の充実を図ります。	子ども課
7	一時預かり事業の実施【地域子ども・子育て支援事業】	保護者が病気や出産、家族の病気、介護、冠婚葬祭等で保育が困難である等のために保育ができない場合、一時的、または週に数日、保育所（園）等において子どもを預かる事業を実施します。また、認定こども園において在園児を対象に、教育時間終了後等も教育活動を行う事業を実施します。	子ども課
8	病後児保育の実施【地域子ども・子育て支援事業】	病気回復期の乳幼児を対象として、集団保育が困難な時期、専用室の確保が可能な保育所（園）において一時的に預かる施設型病後児保育事業を実施します。	子ども課
9	ファミリーサポートセンター事業【地域子ども・子育て支援事業】	「子育ての支援をしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての手助けをしたい人」（提供会員）がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら、地域全体で子育て家庭を支援します。	子ども課

No.	事業名	事業内容	担当課
10	休日保育の実施	就労形態の多様化により、日曜・祝日勤務の保護者の保育ニーズに対応するための休日保育を実施します。	子ども課
11	短時間保育の実施	保護者が就労など（主にパートタイム）により保育が困難な場合、週に2、3日程度または午前か午後等の柔軟な保育事業を実施します。	子ども課
12	託児ボランティアの育成	矢板市男女共同参画啓発活動団体“グループあい”と連携し、託児ボランティアの育成を図ります。	生涯学習課
13	保育士の資質の向上	保育業務に直接携わる保育士の資質の向上を図り、子育ての手法や情報の提供などを支援するため、各種研修会や勉強会等に積極的に参加するよう奨励します。	子ども課
14	保育施設整備事業	老朽化した施設を計画的に改修する一方、多様な保育ニーズに応えられる保育施設として整備するとともに、民間活力の導入なども検討しながら施設の活用を図ります。	子ども課
15	保育の質の向上	さまざまな計画、マニュアル等を作成し、今後も指針の周知徹底を図りながら、保育の質の向上につなげます。	子ども課
16	児童定数の見直し	保育所（園）入所（園）児童数の推移を見極めながら、入所（園）児童定数の見直しを図ります。	子ども課
17	保育所（園）保育料の軽減	国の基準よりさらに下回った基準を用い、所得に応じた保育料を算出するとともに、第3子以降の児童について保育料の免除を行います。	子ども課
18	特定子ども・子育て支援施設等利用費の支給	新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者への利用費を支給します。	子ども課
19	泉保育所の配置検討	泉保育所の建て替え、移転等今後のあり方について、公共施設再配置計画や小中学校適正配置計画等を勘案しながら関係課と連携し検討します。	子ども課

2. 子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実

市内で提供されているサービスや施設等が、必要な人に適切に利用されるよう、効果的な情報提供を行うとともに、そうした情報が地域の子育て家庭同士で共有が図られ、教育力の向上につながるよう、相談や交流、学習の機会・場の確保に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	利用者支援事業【地域子ども・子育て支援事業】	子ども・子育て新制度において新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行います。	子ども課
2	子育て支援事業	保育所（園）、認定こども園などを活用し、身近な場所での子育てに関する相談や育児教室、行事への参加による交流などを行います。今後も、地域子育て支援活動の充実を図るとともに、広報やホームページ等を利用し、さらなる周知を図ります。	子ども課
3	子育てサロン	母親同士の仲間づくりの場として保育所（園）、認定こども園等の場を提供して実施しています。今後も広報やホームページ等を活用して情報提供を行い、新規利用者の開拓に努めます。	子ども課
4	児童館活動支援事業	母親がお互いの交流を深めながら安心して子育てができるよう、母親クラブなどの活動を支援します。また、三世代交流事業を推進し、児童と高齢者の交流を図ります。	子ども課
5	保育交流事業	障がい児通園施設に通う子どもたちと保育所（園）、認定こども園に通う子ども達が、お互いの施設に出向くなどして、健常児と障がい児との交流の場を設け、相互理解を深めます。今後も、各施設の情報交換、連携に努めます。	子ども課
6	世代間交流・地域交流事業の充実	各保育所（園）や認定こども園、小学校において地域の高齢者を、運動会、所（園）外保育、伝統行事に招待し、また、中学校の生徒の体験学習も含め、さまざまな人との交流を図ります。今後も世代間交流、地域交流の機会の提供に努めます。	子ども課 教育総務課
7	各種相談事業の充実と連携強化	育児相談、児童相談、母子相談など各種相談事業を実施するとともに、健康福祉センター、児童相談所、民生委員・児童委員、小中学校、保育所（園）、認定こども園など、関係機関等との連携強化を図ります。	子ども課

No.	事業名	事業内容	担当課
8	地域子育て相談体制の整備	子育ての悩みなどを気軽に相談できる環境をつくるため、保育所(園)、認定こども園の子育て相談事業を有効に活用し、身近な場所で相談できる体制づくりに努めます。また、地域子育て支援拠点(センター)を活用し、子育て相談事業の強化を図ります。今後は、さまざまな相談内容に対応できるよう、各関係機関と連携を図ります。	子ども課
9	子育て応援ブック活用事業	出生手続きの際に窓口で配布しています。市民に矢板市の子育てに関する主要な情報をわかりやすく伝えます。	子ども課
10	子育て関連情報サービス事業	子育てに関する情報の収集を図るとともに、広報やホームページ、スマートフォンアプリ等を活用し、情報の提供を図ります。また、保健福祉センター入り口に「子育て支援コーナー」を設け、各種子育て情報を掲示し、広く市民に広報します。	子ども課
11	「ママほっとメール」「やいたみらいっ子通信」配信事業	妊娠から子育ての必要な情報をスマートフォンアプリで配信することで、安心して子育てできる情報を提供します。	子ども課
12	幼児教育学級	未就学児をもつ保護者を対象に、子どもたちの基本的生活習慣の習得のための学習や保護者同士の交流を目的に年10回ほど開催し、専門講師による子育てに必要な情報や学習機会の提供を行います。	生涯学習課 (矢板公民館)
13	地域子育て推進(子育てランド)事業	認定こども園で行われる高齢者等との交流事業、世代間交流事業、親子共有体験事業などのさまざまな活動に対して補助することにより、幼児教育の充実を図ります。	子ども課
14	就学時子育て学習	家庭教育の重要性を再認識してもらうため、家庭教育推進事業の一環として、就学時の健康診断において「子育て学習」を開催します。	生涯学習課
15	家庭教育学級	家庭における教育力の向上を図るため、小中学校をもつ保護者を対象に、家庭教育に関する学習会や交流活動を実施します。	生涯学習課 (各公民館)
16	幼児教育講演会	子どもとのより適切なかかわり方を知り、子育てが楽しく、そして自信と喜びが持てるよう、「子どもの育ち」を知るための講演会を開催します。	子ども課
17	家庭教育支援事業	家庭の教育力の向上を図るため、オピニオンリーダー研修や家庭教育支援プログラム指導者研修への参加者を募集し人材の確保と育成を支援します。	生涯学習課
18	子育て講座	就学を控えた子を持つ保護者に、「親として子どもにどのように関わっていけばよいか」、「親としての責任や安らぎと潤いある家庭環境について」など、考える機会を提供します。	生涯学習課
19	家庭児童相談室の実施	家庭相談員が電話・面接・訪問により、家庭における子育てや家庭の人間関係、児童福祉等の問題について相談・助言を行います。	子ども課

3. 仕事と子育ての両立支援

子育てにかかる負担が、どちらか一方の性に偏ることなく、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的にかかわっていただけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けをはじめ、必要なときに保育所（園）に入所（園）できるよう、低年齢児（0～2歳）の受入れ環境を整えます。	子ども課
2	男女共同参画計画「あいプラン」の推進	すべての個人が、互いにその人権を尊重し性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、男女共同参画計画の推進を図ります。	生涯学習課
3	「矢板市がめざす男女共同参画社会」	男女が性別にかかわらず、あらゆる分野で個性と能力を發揮して、一人ひとりがいきいきと暮らせるよりよい地域を目指すための学習の機会を提供します。	生涯学習課
4	広報紙「女と男ラ・ポール」の発行	個人が、互いにその人権を尊重し性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指すために、広報紙を発行し、啓発活動の充実に努めます。	生涯学習課
5	やいたみんなのつどい（市民のつどい）	すべての人が、性別にとらわれず、「自分らしく」いきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現するため、市民一人ひとりが、それぞれの立場から問題を見つけ、取り組む機会を提供します。	生涯学習課
6	子育て参加の啓発	市民活動団体が、市が実施する子育て講座等の事業へ参加することで、啓発活動を実施します。	生涯学習課
7	就労環境改善のための要請活動の充実	職場優先の企業意識など就労環境の改善を図り、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業の取得率の向上、それに伴う円滑な職場復帰などについて、国や県との連携を図りながら、地元企業へのPR等を行います。	商工観光課 生涯学習課
8	労働情報の提供の推進	就業機会の拡大や女性の再就職を支援するため、公共職業安定所等の関係機関と連携を取りながら、情報の提供に努めます。	商工観光課
9	就労環境の改善のための広報・啓発活動	男性も家庭でしっかりと子どもと向き合う時間が持てるよう、働き方の見直し等の啓発を行うとともに、育児期にある男女の長時間労働を見直したり、労働条件の向上等について、国や県との連携を図りながら、地元企業への働きかけを行います。	商工観光課

4. ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする家庭への支援

ひとり親家庭をはじめ、家族状況などさまざまな要因から、社会的な養護を必要とする子どもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境の確保に向けた取り組みを進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	就学援助事業	小中学校に在学している要保護及び準要保護児童生徒に対して、学用品費、給食費等の費用を援助します。	教育総務課
2	奨学金貸与・給付事業	(公財)矢板市育英会が、選考した高校生、専門学校生、大学生、大学院生に対して、奨学金の貸与を行い、大学生、大学院生に対して、奨学金の給付を行います。	教育総務課
3	里親制度の周知	保護者がいなかったり、保護者がいても児童を養育できないなど、家庭環境に恵まれない児童を他の家庭に引き取って養育する里親制度の周知を図ります。	子ども課
4	保育所(園)優先入所(園)の推進	安心して就業ができ、教育訓練が円滑に行えるように、母子・父子家庭等の児童の優先的な入所(園)を図られるよう努めます。	子ども課
5	ファミリーサポートセンター事業の利用促進	ひとり親家庭が子育てをする上では、地域の理解や協力が必要であるため、ファミリーサポートセンター事業の事業周知を図り、母子・父子を支援できる体制を整えます。	子ども課
6	多様な保育サービスの利用促進	社会状況の変化や就労形態の多様化に伴って、ひとり親家庭の職業先選択においては、子育て支援サービスの充実が必要であり、保護者の個々の要求にきめ細かく対応するため、延長保育、休日保育、一時保育など多様な保育サービスの利用促進を図ります。	子ども課
7	公営住宅入居の推進	ひとり親家庭が民間賃貸住宅より、低廉な公営住宅に入居することによって、住宅費の負担の軽減を図ります。	建設課
8	母子生活支援施設事業	児童の福祉に欠ける母子家庭で、その母親と児童を母子生活支援施設に入所させ、経済的自立と生活の安定を支援します。	子ども課
9	ひとり親家庭支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に、受講に要した経費の一部を支給します。また、自立に向けた資格取得の際には、修業期間中における生活の負担の軽減を図ります。	子ども課
10	母子・父子自立支援員による就業相談	就職、転職、技能習得等就業にかかわるさまざまな相談に応じ、就職活動の援助等、自立に向けた継続的・計画的な支援が行われるよう相談体制の整備を図ります。	子ども課

No.	事業名	事業内容	担当課
11	母子・父子自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者の自立・就業を図るため母子・父子自立支援プログラム策定員を配置して、自立・就業支援のためのプログラムを策定し、自立・就業に結びつけるためのさまざまな支援を実施します。	子ども課
12	公共職業安定所等との連携強化による就業斡旋の充実	ひとり親等に対する就業支援を行うため、公共職業安定所等と連携を強化することで、職業に関する地域の求人情報を迅速・円滑に提供するとともに、就業について効果的な指導を行います。	子ども課
13	ひとり親家庭医療費助成事業	18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、医療機関で支払った医療費（保険診療分）を助成します。	子ども課
14	児童扶養手当支給事業	18歳の年度末までの児童（障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭に対し、家庭の生活の安定と自立を促進するため、手当を支給します。	子ども課
15	遺児手当支給事業	父母の一方または両方が死亡した義務教育修了前の児童を養育している方に対して、手当を支給します。	子ども課
16	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子・父子・寡婦家庭の親及び子どもに対し、事業・生活・住宅・修学資金等の低金利貸付を行います。	子ども課
17	ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の悩みを解決するため、母子・父子自立支援員等による相談を実施します。	子ども課
18	母子寡婦福祉連合会などの自助団体の育成	母子寡婦福祉連合会などの活動を支援するため、自助団体への助成を実施します。	子ども課
19	ひとり親家庭支援策の周知	ひとり親家庭支援策（医療費助成事業等）の内容や、利用方法について、市民生活ガイドブック、広報、ホームページにより周知を図ります。	子ども課
20	相談指導体制の充実	障がいのある子どもを持つ親の相談を受け、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。	子ども課
21	教育支援委員会の充実	障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、より適切な就学先について審議するため、医師や心理の専門家を含め、教育支援委員会を開催します。また、就学にあたっての相談機能の充実を図ります。	教育総務課
22	生活困窮者支援事業（学習・生活支援）	生活困窮者の子ども及び保護者を対象として、学習支援・育成環境の改善、進路選択等に関する支援等を実施します。	社会福祉課

第4節 安心して子育てできるまちづくり

現状と課題

子どもや子育て家庭が、経済的な不安や犯罪、事故、災害等の危険性がなく安心して暮らせるまちは、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる都市空間へとつながるまちといえます。しかし、近年、社会的問題として注目されている貧困の中で苦しむ子どもの増加、平成23年に発災した東日本大震災とその後の原子力災害の影響、また、情報化の進展によるスマートフォンやインターネット等の普及に伴うメディアへの対応など、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれ、また、子どもたち自身が非行に走ったり犯罪の加害者になる可能性が生じる不安や危険性、有害環境等が身近に潜んでいます。

本市で平成30年度に実施したアンケート調査結果によると、自由意見においては、子育て環境についての要望が多く、「通学路の街灯が少なく暗いためもっと増やしてほしい」、「子どもと自転車で出かけるときも、歩道がなかったり、車道が狭く、危険を感じる」、「子ども達が安心して安全に遊べる場所がほしい」、また、これに加え、「お金の面で子育てが不安で、子どもがほしくても考えてしまう」など経済的な不安を抱える声も挙がっています。

本市では、地域の子どもたちの安全と安心を守る、スクールガード・リーダーを各中学校区に設置し、パトロールや巡回指導を行っているほか、さまざまな学習機会の提供や教室の開催、各種関係機関の連携や情報共有等により、子どもの安全確保の取り組みを進めています。また、子どもや子育て家庭が安全かつ快適に過ごせる道路環境や公共施設、公園等の充実についても、継続して行っています。

子どもたちは、これからの矢板市を支える宝です。そのため、生まれ育つ環境を自ら選択できない子どもたちが、この地域に愛着をもち、いずれ家庭を築いたときに、子どもや子育て家庭が、安全・安心かつ快適に生活できる持続可能なまちづくりを行っていくことが求められます。



1. 経済的負担の軽減

子育て家庭が経済的な不安がなく、安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童手当支給事業【子ども・子育て支援給付】	家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、義務教育修了前の児童を養育している方に対して手当を支給します。	子ども課
2	やいたみらいっ子誕生祝金	一定の条件のもと、第2子以降出生の際、祝い金を支給し、経済的支援を図ります。	子ども課

2. 有害環境対策の推進

家庭、学校、地域社会はもとより、警察等の関係機関や行政がさらに緊密な連携を図りながら、子どもたちが犯罪等に巻き込まれたり、加害者にならないよう、健全に育まれる環境づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	環境浄化運動の推進	青少年健全育成のために、学校・家庭・地域をはじめ、青少年との関わりを持つ関係機関団体等との連携を強めながら、青少年育成活動と非行防止活動を進めます。街頭指導を毎月実施する他、年に1度広報「さざんか」の発行、年に2回立入調査を行います。	生涯学習課 (少年指導センター)
2	喫煙・飲酒防止についての啓発	青少年はもとより、地域住民を対象に、青少年の喫煙・飲酒の健康に及ぼす影響等正しい知識について啓発を行います。	健康増進課 子ども課
3	薬物乱用問題についての啓発	青少年はもとより、すべての市民に薬物に近づかないよう啓発を図り、薬物乱用を許さない社会をつくれます。	健康増進課

3. 安心・安全の確保

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる都市空間の形成に向け、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	公園の整備及び施設の充実	公園を子どもがいきいきと健やかに成長できる遊びの場として提供できるよう、危険遊具の撤去や樹木の伐採など、児童の安全確保に努め、施設の充実に努めます。	都市整備課
2	歩道バリアフリー化工事	既設歩道の段差解消及び点字ブロックの敷設に努めます。	建設課
3	歩道の整備	歩道の新設または拡幅などの整備に努めます。	建設課
4	国・県の歩道整備	国・県道の歩道の整備を要望します。	建設課
5	公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設建築の際は、子育て家庭にも配慮した設計に努めます。	建築所管課
6	安全教育の充実	各保育所（園）の遊具の安全点検、正しいルールと思いやりのあるマナーを身につけさせるための交通安全教室や避難訓練などを定期的に行い、児童が日常生活を安全に過ごせるような習慣や態度を養うように努めます。	子ども課
7	緊急連絡体制の充実	緊急連絡網により、不審者、交通事故多発警報などの情報を提供し、児童の安全確保を図ります。	教育総務課
8	防犯教育の充実	警察と連携し、防犯教室を実施し、児童が犯罪にあわないような習慣や態度を養うように努めます。	教育総務課
9	交通安全教室	未就学児童及び小中学校児童生徒を対象に、交通事故防止を目的として、交通安全についての正しい知識を提供するため、交通安全指導員が、交通安全講話や実技訓練等を実施します。	くらし安全環境課
10	スクールガード・リーダーの配置	児童生徒が安心して教育を受けられるよう、市内3中学校区に1人ずつスクールガード・リーダーを配置し、子どもの下校時の巡回指導（自家用車での巡回）等を行います。	教育総務課
11	防犯パトロール隊の設置	ボランティアによる防犯パトロール隊を結成し、登下校時にパトロールを行うなど、社会全体で子どもを犯罪から守ります。	くらし安全環境課

第5章 数値目標及び確保方策一覧

第1節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、国の指針に沿って5年の計画期間（令和2年度から令和6年度）における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また、提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況などの条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、サービス見込み量にかかわる児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、本市では、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。



第2節 教育・保育事業

■ 認定こども園、保育所等の利用見込みと定員

単位：人

幼児期の学校教育・保育		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳
量の見込み(必要利用定員総数)(A)		137	107	422	24	256	120	109	403	24	242
広域	受託(B)	0	0	29	1	17	0	0	32	1	17
	委託(C)	5	0	14	0	3	5	0	14	0	3
①必要利用定員総数(A+B+C)		132	107	437	25	270	115	109	421	25	256
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	170	109	439	80	302	170	118	430	80	302
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		38	2	2	55	32	55	9	9	55	46
教育・保育の別		40			89		64		110		
幼児期の学校教育・保育		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳
量の見込み(必要利用定員総数)(A)		101	107	372	24	258	87	107	349	23	254
広域	受託(B)	0	0	29	1	17	0	0	29	1	17
	委託(C)	5	0	14	0	3	5	0	14	0	3
①必要利用定員総数(A+B+C)		96	107	387	25	272	82	107	364	24	268
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	170	140	408	80	302	170	140	408	80	302
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		74	33	21	55	30	88	33	44	56	34
教育・保育の別		107			106		121		134		
幼児期の学校教育・保育		令和6年度					【凡例】 1号：保育を必要としない満3歳以上児 2号：保育を必要とする満3歳以上児 3号：保育を必要とする満3歳未満児 量の見込み：利用実績をもとに算出したニーズ量 確保の内容：利用定員				
		1号	2号		3号						
			教育	保育	0歳	1・2歳					
量の見込み(必要利用定員総数)(A)		75	107	327	24	252					
広域	受託(B)	0	0	29	1	17					
	委託(C)	5	0	14	0	3					
①必要利用定員総数(A+B+C)		70	107	342	25	266					
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	170	140	408	80	302					
	特定地域型保育事業				0	0					
②-①		100	33	66	55	36					
教育・保育の別		133			157						
提供体制、確保策の考え方		今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、提供体制は確保されています。計画期間中に需要の高まりが見られた場合には、弾力的な運用を図るなど、適切な提供体制の確保を図ります。									
教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容		<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育を適切に提供するため、保育所(園)、認定こども園等を適正に配置します。 ●質の高い幼児期の学校教育・保育を推進し、きめ細かい子育て支援施策として地域子ども・子育て支援事業を実施します。 ●幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な連携の取り組みを推進します。 ●0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携を推進します。 									

第3節 地域子ども・子育て支援事業

単位 人：年間の実利用人数、人日（回）：年間の延べ利用人数（回）数

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 利用者支援 事業 単位：か所	①量の 見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0
		母子保健型	1	1	1	1	1
	②確保 の内容	基本型・特定型	0	0	0	0	0
		母子保健型	1	1	1	1	1
	②-①		0	0	0	0	0
提供体制、確保 策の考え方		子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行うことで、個々の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるよう市子ども課内矢板市子育て世代包括支援センターで実施します。					
(2) 延長保育事 業 単位：人	①量の見込み		263	267	271	276	280
	②確保の内容		300	300	300	300	300
	②-①		37	33	29	24	20
	実施か所数		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	提供体制、確保 策の考え方		延長保育を実施しているのは保育所(園)7か所で、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。				
(3) 放課後児童 健全育成事 業 単位：人	①量の見込み	低学年	248	252	257	261	266
		高学年	147	151	155	159	164
	②確保の内容		480	480	480	480	480
	②-①		85	77	68	60	50
	実施か所数		9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
提供体制、確保 策の考え方		放課後児童健全育成事業を実施しているのは9か所で、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。					
(4) 子育て短期 支援事業 単位：人日	①量の見込み		12	12	12	12	12
	②確保の内容		100	100	100	100	100
	②-①		88	88	88	88	88
	実施か所数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	提供体制、確保 策の考え方		現在、保護者の疾病、育児不安や出産に伴い一時的に児童の養育が困難となった家庭に対して、児童養護施設や乳児院において、宿泊を伴う預かりを実施しています。今後、利用者のニーズに応えられるよう提供体制を確保します。				
(5) 乳児家庭全 戸訪問事業 単位：人	①量の見込み		171	164	158	153	149
	②確保の内容		171	164	158	153	149
	②-①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保 策の考え方		実施要領に基づき、対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問します。訪問できない場合には、電話連絡等による確認を行います。				
	実施体制 実施機関		保健師 矢板市	保健師 矢板市	保健師 矢板市	保健師 矢板市	保健師 矢板市
(6) 養育支援訪 問事業 単位：人	①量の見込み		320	320	320	320	320
	②確保の内容		400	400	400	400	400
	②-①		80	80	80	80	80
	提供体制、確保 策の考え方		支援が必要と判断された家庭に対して、育児支援員が訪問し、相談・指導等の支援を実施します。				
	実施体制 実施機関		育児支援員 矢板市	育児支援員 矢板市	育児支援員 矢板市	育児支援員 矢板市	育児支援員 矢板市

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(7) 地域子育て 支援拠点事業 単位:人日	①量の見込み	3,458	3,595	3,737	3,885	4,039	
	②確保の内容	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760	
	②-①	2,302	2,165	2,023	1,875	1,721	
	実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
	提供体制、確保 策の考え方	地域子育て支援拠点事業は市内6か所の保育所(園)で実施しており、子育て中の親子の交流や育児相談などを行っています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。					
(8) 一時預かり 事業 【幼稚園型】 単位:人日	①量の見込み	1,930	1,949	1,969	1,989	2,008	
	②確保の内容	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	
	②-①	33,070	33,051	33,031	33,011	32,992	
	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
【一時預かり事業(幼稚園型以外、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイ)】 単位:人日	①量の見込み	253	253	253	253	253	
	②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522
		子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	24	24	24	24	24
	②-①	3,493	3,493	3,493	3,493	3,493	
	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
	提供体制、確保 策の考え方	一時預かり事業は認定こども園3か所(預かり保育を含む)、保育園等5か所で実施しており、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。					
(9) 病児・病後 児保育事業 単位:人日	①量の見込み	162	170	178	187	196	
	②確保の内容	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	
	②-①	1,228	1,280	1,272	1,263	1,254	
	実施か 所数	病児・病後児対応型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		体調不良児対応型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		非施設型(訪問型)	か所	か所	か所	か所	か所
提供体制、確保 策の考え方	病後児保育事業は市内1か所で実施しており、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。						
(10) 子育て援助 活動支援事 業(ファミリ ーサポート センター事 業) 単位:人日	①量の見込み	57	57	57	57	57	
	②確保の内容	57	57	57	57	57	
	②-①	0	0	0	0	0	
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	提供体制、確保 策の考え方	支援を受けたい会員と支援を行いたい会員に対し、委託先の社会福祉協議会を通して連絡・調整を行っています。今後も、地域全体で子育て家庭を支援していくための仲介として、提供体制を確保します。					

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(11) 妊婦健康診 査事業 単位:人回	①量の見込み	2,020	1,959	1,899	1,841	1,785
	②確保の内容	2,020	1,959	1,899	1,841	1,785
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保 策の考え方	国が示す妊婦健康診査の実施基準に基づき、最大14回の公費 助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。				
	実施場所	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査、子宮頸がん検診(細 胞診)、血液検査(血液型(ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体)、 梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗原検査、グル コース、貧血)					



第4節 各事業の数値目標一覧

第4章で掲げた各事業について、基本目標を達成するため、数値目標が設定可能な事業について以下にまとめました。

1. 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取り組みの推進

■ 障がいのある子どもへの支援

事業名	特別支援教育の推進		P42 に掲載
目標内容	教育支援計画の作成と活用に関する研修の実施校数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施校数：3校	実施校数：3校	
事業名	障がい者フリースペース		P43 に掲載
目標内容	障がい児者及びその家族等が気軽に集まり交流を図る場所の提供		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：12回 延べ参加者数：136人	実施回数：12回 延べ参加者数：150人	

■ 生きる力の育成に向けた年代を通じた取り組みの充実

事業名	子ども地域活動促進事業(子ども会まつり)		P44 に掲載
目標内容	子ども会まつりの参加者数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	延べ参加者数：388人	延べ参加者数：400人	
事業名	子ども地域活動促進事業(ちびっこ広場)		P44 に掲載
目標内容	子どもたちへ地域活動の機会と場の提供		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：8回 延べ参加者数：67人	実施回数：8回 延べ参加者数：60人	
事業名	地域学校協働本部事業		P44 に掲載
目標内容	①学校での出前講座の実施回数 ②学校支援ボランティア活動の実施回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	①実施回数：37回 ②実施回数：95回	①実施回数：40回 ②実施回数：100回	
事業名	情報機器整備事業		P44 に掲載
目標内容	情報教育研修会及びタブレット端末活用調査研究会の実施回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：8回	実施回数：13回	

事業名	外国語指導助手(ALT)の配置		P 44 に掲載
目標内容	①AL T市内配置人数 ②各AL T勤務日数		
実績と目標	平成 30 年度実績	計画期間における各年の目標	
	①配置人数：8人 ②勤務日数：197日	①配置人数：8人 ②勤務日数：195日	
事業名	リーダー研修会		P 44 に掲載
目標内容	泉地区子ども会加入の中学2年生を対象としたリーダー研修会の実施回数		
実績と目標	平成 30 年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：2回	実施回数：2回	
事業名	小中連携推進事業		P 45 に掲載
目標内容	①合同研修会の実施回数 ②ノーマディアチャレンジ週間の実施回数		
実績と目標	平成 30 年度実績	計画期間における各年の目標	
	①実施回数：4回 ②実施回数：4回	①実施回数：4回 ②実施回数：4回	
事業名	児童館活動の充実		P 45 に掲載
目標内容	料理教室、夏まつり等のイベントの実施		
実績と目標	平成 30 年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：16回 延べ参加者数：499人	実施回数：15回 延べ参加者数：450人	
事業名	幼児生徒芸術鑑賞会		P 45 に掲載
目標内容	市内幼児、中学生を対象に芸術鑑賞会の実施回数		
実績と目標	平成 30 年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：1回（幼児対象） 1回（中学生対象）	実施回数：1回（幼児対象） 1回（中学生対象）	
事業名	文化・芸術に親しむ活動		P 45 に掲載
目標内容	夏休み体験教室の参加者数		
実績と目標	平成 30 年度実績	計画期間における各年の目標	
	延べ参加者数：57人	延べ参加者数：57人	
事業名	各種スポーツ教室等の充実		P 45 に掲載
目標内容	①各種スポーツ教室の参加者数 ②スポーツ教室の実施回数（各公民館）		
実績と目標	平成 30 年度実績	計画期間における各年の目標	
	①延べ参加者数：30,583人 ②実施回数：1回	①延べ参加者数：30,000人 ②実施回数：1回	

事業名	スポーツ少年団の育成		P45に掲載
目標内容	スポーツ少年団の普及		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	単位団数：4団 団員数：114人	単位団数：4団 団員数：100人	
事業名	子ども会育成会スポーツ大会		P45に掲載
目標内容	子ども会育成会スポーツ大会の実施回数（各公民館）		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：1回（各公民館）	実施回数：1回（各公民館）	
事業名	総合型地域スポーツクラブの育成		P45に掲載
目標内容	①チャレンジやいた会員数 ②たかはら那須スポーツクラブ会員数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	①会員数：286人 ②会員数：319人	①会員数：280人 ②会員数：300人	
事業名	矢板市子ども会連合会の支援		P45に掲載
目標内容	①子ども会加入者数 ②JL事業協力等回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	①加入者数：843人（小学生） 307人（中学生） 1,075人（指導者等） ②協力等回数：13回	①加入者数：843人（小学生） 307人（中学生） 1,075人（指導者等） ②協力等回数：10回	
事業名	セカンドブック事業		P45に掲載
目標内容	①絵本引換券配付件数 ②絵本引換件数 ③新規登録件数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	①配付件数：229件 ②引換件数：73件 ③登録件数：9件	①配付件数：220件 ②引換件数：70件 ③登録件数：9件	

2. 安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり

■母子保健サービスの充実

事業名	乳幼児健康診査事業		P47に掲載
目標内容	乳幼児健康診査受診率		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	3か月児健診受診率：98.2% 4か月児健診受診率：98.9% 10か月児健診受診率：99.5% 1歳6か月児健診受診率：99.0% 2歳児健診受診率：99.1% 3歳6か月児健診受診率：98.2%	受診率：100%	

3. 地域における子育て家庭への支援

■教育・保育及び子育て支援サービスの充実

事業名	学童保育館の整備・充実		P51に掲載
目標内容	①放課後児童指導支援員認定資格研修受講者数 ②子育て支援員研修受講者数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	①受講者数：11人 ②受講者数：3人	①受講者数：10人 ②受講者数：3人	
事業名	休日保育の実施		P52に掲載
目標内容	休日保育の実施施設数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施施設数：1か所	実施施設数：1か所	
事業名	託児ボランティアの育成		P52に掲載
目標内容	①託児ボランティア実施回数 ②託児ボランティア参加者数 ③託児ボランティア部員数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	①実施回数：11回 ②参加者数：31人 ③部員数：17人	①実施回数：12回 ②参加者数：36人 ③部員数：17人	
事業名	保育士の資質の向上		P52に掲載
目標内容	合同研修会の実施回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：1回	実施回数：1回	

■子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実

事業名	児童館活動支援事業		P53に掲載
目標内容	母親クラブ数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	クラブ数：3団体	クラブ数：3団体	
事業名	幼児教育学級		P54に掲載
目標内容	幼児教育学級の実施回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：10回	実施回数：10回	
事業名	家庭教育学級		P54に掲載
目標内容	①家庭教育学級の実施回数（矢板公民館） ②家庭教育学級の実施回数（泉公民館） ③家庭教育学級の実施回数・延べ参加人数（片岡公民館）		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	①実施回数：7回 ②実施回数：9回 ③実施回数：8回 延べ参加人数：136人	①実施回数：8回 ②実施回数：5回 ③実施回数：6回 延べ参加人数：150人	
事業名	家庭教育支援事業		P54に掲載
目標内容	オピニオンリーダー研修や家庭教育支援プログラム指導者研修への参加者数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	参加者数：4人	参加者数：3人	
事業名	子育て講座		P54に掲載
目標内容	就学時健康診断時「子育て学習」の実施回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：8回	実施回数：8回	

■仕事と子育ての両立支援

事業名	やいたみんなのつどい(市民のつどい)		P55に掲載
目標内容	やいたみんなのつどいの開催		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	開催回数：1回 参加者数：120人	開催回数：1回 参加者数：200人	
事業名	子育て参加の啓発		P55に掲載
目標内容	子育て学習の実施回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：8回	実施回数：8回	

■ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする家庭への支援

事業名	教育支援委員会の充実		P57に掲載
目標内容	教育支援委員会の実施回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	実施回数：2回	実施回数：2回	

4. 安心して子育てできるまちづくり

■有害環境対策の推進

事業名	環境浄化運動の推進		P59に掲載
目標内容	環境浄化運動の周知啓発を目的とした広報やいたへの掲載回数		
実績と目標	平成30年度実績	計画期間における各年の目標	
	掲載回数：1回	掲載回数：3回	



第6章 推進体制



第1節 計画の推進に向けて

本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、矢板市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

第2節 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、矢板市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

資料編



1 矢板市子ども・子育て会議

矢板市子ども・子育て会議条例

平成25年矢板市条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の合議制の機関として、矢板市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、子ども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

矢板市子ども・子育て会議 委員名簿

■委員：15名

番号	所属名	職名	氏名	備考
1	宇都宮大学	教授	長谷川 万由美	
2	国際医療福祉大学塩谷病院	小児科副部長	嶋岡 鋼	
3	矢板市民生委員児童委員協議会連合会	主任児童委員	小川 幸子	
4	矢板市社会福祉協議会	事務局長	高沢 いづみ	
5	矢板市女性団体連絡協議会	会長	中嶋 加代子	
6	矢板市子ども会連合会	会長	澳原 初男	
7	矢板市小中学校長会	会長	小川 光正	
8	私立幼稚園	認定こども園かしわ幼稚園長	中村 京子	会長
9	私立保育園	矢板保育園長	守田 浩樹	副会長
10	私立幼稚園連絡協議会	会長	高橋 千翔	
11	保育所（園）保護者会連合会	会長	蜷木 宏子	
12	矢板市PTA連絡協議会	副会長	高瀬 史章	
13	連合栃木那須地域協議会	事務局次長	渡部 貢	
14	公募委員		藤田 美幸	
15	公募委員		高橋 昌子	

矢板市子ども・子育て支援事業計画検討委員会 委員名簿

■委員：11名

番号	所属名	備考
1	子ども課長	委員長
2	総合政策課政策企画担当	計画策定に関すること
3	社会福祉課障がい福祉担当	障がい児対策に関すること
4	子ども課健康支援担当	母子健康に関すること
5	泉保育所	保育所及び子育て支援センターに関すること
6	商工観光課商工担当	就労環境改善に関すること
7	建設課管理住宅担当	子育て住環境・社会環境の整備に関すること
8	教育総務課学校教育担当	安全の確保と啓発推進及び食育に関すること
9	生涯学習課まなび担当	健全育成及び子育てにおける共同参画に関すること
10	児童館指導員	児童館に関すること
11	学童保育館指導員	学童保育に関すること

2 計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 12 月 13 日～ 12 月 28 日	矢板市子育てに関するアンケート調査 【概要】 調査対象者：①市内在住の就学前の全児童 1,403 人 ②市内在住の小学校の全児童 1,541 人 回収結果：①回収数 952 件、回収率 67.9% ②回収数 1,333 件、回収率 86.5% 合計 2,285 件、回収率 77.6%
令和元年 6 月 28 日	第 9 回矢板市子ども・子育て会議 議題（1）やいた子ども未来プラン「矢板市子ども・子育て支援計画」について （2）その他
令和元年 9 月 30 日	第 10 回矢板市子ども・子育て会議 議題（1）やいた子ども未来プラン「矢板市子ども・子育て支援事業計画」素案 について （2）その他
令和元年 11 月 15 日	第 7 回矢板市子ども・子育て支援事業計画検討委員会 議題（1）第 2 期矢板市子ども・子育て支援事業計画（素案）について （2）その他
令和元年 12 月 11 日	第 11 回矢板市子ども・子育て会議 議題（1）やいた子ども未来プラン「矢板市子ども・子育て支援事業計画」素案 について （2）パブリックコメントの実施について （3）その他
令和 2 年 1 月 7 日～ 1 月 24 日	パブリックコメント（意見広聴）の実施
令和 2 年 2 月 21 日	第 12 回矢板市子ども・子育て会議 議題（1）やいた子ども未来プラン「矢板市子ども・子育て支援事業計画」素案 について （2）矢板市子ども・子育て会議の今後の予定について （3）その他



やいた 子ども未来プラン

第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画

発行：矢板市

住所：〒329-2192 栃木県矢板市本町 5-4

TEL：0287-43-1111（代表）

FAX：0287-43-2292（代表）

発行年月：令和2年3月